#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

一九世紀フランス法における抵当権の「滌除」の概 要(二): オブリー=ローの所説をよりどころに

香山, 高広 九州大学大学院法学研究院: 准教授

https://doi.org/10.15017/1650650

出版情報:法政研究. 82 (4), pp. 45-92, 2016-03-15. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

六 Ŧi.

むすびにかえて クレディ・フォンシェ

## 九世紀フランス法における抵当権の オブリー=ローの所説をよりどころに―― 條除 一の概要二

#### Ш 高 広

## 香

#### 1 概要

Ξ

既登記抵当権の滌除

一八〇四年法は三種類の抵当権を認める。 「法定

権の順位は、法律に規定する手続に従い債権者が保存吏の ある(二一一六条・二一一七条)。そして、「債権者間にお 抵当権」、「裁判上の抵当権」及び「合意による抵当権」で 帳簿にした登記の日付の前後による」 (二一三四条)。 いては、法定抵当権、裁判上の抵当権又は合意による抵当 「妻の抵当権」は「登記とは無関係に成立する」 (二一三五 例外的に、「未成年者及び禁治産者の抵当権」 及び しか

を対抗要件としない。このように、一八〇四年法におい 条柱書)。つまり、これらの法定抵当権については、 ない抵当権の二種類がある。 登記を対抗要件とする抵当権と、 そして、 登記を対抗要件とし、 登記を対抗要件とし 登記

かつ実際に登記された抵当権は、「所有権からの先取特権

概要

 $\equiv$ 

以上、

『法政研究』第八二巻第一号)

はじめに 目次

既登記抵当権の滌除 滌除権者·滌除費用

- 2 取得証書の謄記
- 3 既登記抵当権者に対する通告
- 4 弁済申込み
- 5 増価競売申立て
- 6 有効な増価競売がされなかった場合の効果
- 7 増価競売申立ての効果
- 四 登記免除・未登記法定抵当権の滌除 競売判決の効果 (以上、 本号)

抵当権のうち一八○四年法(⇒「登記」四・同二三─三〇〕 される(⇒一)。しかし、これに限られず、登記免除法定 (二一八一―二一九二条)が規定する手続に従い、滌除

て、 滌除手続と登記免除・未登記法定抵当権の滌除手続の双方 目的となっているときは、 産が既登記抵当権と登記免除・未登記法定抵当権の双方の らず、既登記抵当権の滌除手続(⇒一一─六七)について 除・未登記法定抵当権の滌除手続(⇒六八─八二) い(そして、それで十分である)(⇒**ー・六八**)。したがっ た抵当権も、 又は一八五五年法(⇒「登記」**九—一六**)に従い登記され 法定抵当権の滌除手続を理解するためには、 みなければならないわけである(⇒一)。なお、不動 第八節の規定に従い滌除されなければならな 第三取得者は、 既登記抵当権の 登記免 のみな

曰く、 制度化にあたって腐心すべき点を、 がって、 既登記抵当権を滌除する手続が必要とされる理由と、 べることができるので、不動産 抵当権の保存のためには登記が必要である。 新所有者 卜 ・レヤー ルは、 (possesseur) 立法院での立法理由開示において、 は容易に不動産の負担を (héritage) 次のように説明する。 は それと した

をしなければならない。

され、 ある。 行為の犠牲者とならないよう、 なければならないのである。 権者に提供されたときは、不動産は、 保を提供することはできない。 権を抵当権から解放(libérer)する方法を与えるべきで ともに限り第三者に移転する。 債権者が売主と買主の間でされた秘密的で詐欺的な 不動産は、 それが有する現実的な価値を超えて、 しかし、 したがって、その価値が債 しかし、 注意しなければならない。 債権者が現実に保証 抵当権から解放され 第三者には、

① (7) ° — 三 既登記抵当権の滌除手続の概要は以下である(⇒ 草案は、そのことに留意した」。

- tion) 1 を謄記する (⇒一四—一七)。 第三 一取得者 (⇒**七**) は取得証 書 (titre
- る (⇒ | 八|===)。 第三取得者は、 既登記抵当権者に対して、 通告をす
- をする (⇒**三三—三八**)。 第三取得者は、通告  $\stackrel{\bigcirc{}}{\overset{}}$ と同時に、 弁済申込み

代価が確定し、 増価競売の申立てをすることができる(⇒**三九**-4 弁済申込み(⇒③)に対して、既登記抵当権者は、 有効な増価競売がされなかった場合には、 かつ第三取得者による代価の弁済又は供託 一**五**五)。 不動産

(法政研究 82-4-46) 1164

を条件に既登記抵当権は滌除される(⇒五六)。

- 代価 がされる (⇒五七―五八)。 7 (6) (又は宣言代価)に一割を加えた額で競落人となる 競り手が現れないときは、 増価競売申立て (⇒④) により、 増価競売申立人は、 競りによる再売買 契約
- 51 期間 二一八三条の通告 (⇒一八) をする義務を負わない texte et notes 38 à 39; Baudry- Lacantinerie et de 1833. 1. 612.- Aubry et Rau, t. III, § 293 bis, pp. 508-509 ることができない 法定抵当権を登記しなければ、それを第三取得者に対抗す ら一年を経過したときは、 pp. 744-745. したがって、妻が二一九四条•二一九五条の Loynes, hypothèques, t. III, n°2391, pp. 620-621 et n°2535 (Aubry et Rau, t. III, § 293 *bis*, p. 509, texte et note 42.) (⇒七八②)。なお、一八五五年法においては、婚姻解消か Civ. 21 août 1833, J. G., v°Priv. et hyp., n°2196 (⇒七四)内に登記をしたときでさえ、第三取得者は —**一**六)。 したがっ (一八五五年法六条 て、 妻は、第三取得者の謄記以前に 婚姻解消から一年以上を経 一項•八条) (⇒ · 登

- Loynes, hypothèques, t. III, n°2391, p. bis, 滌除手続をする必要はない(Aubry et Rau, t. III, § 508, note 39; Baudry- Lacantinerie et de . 621.)°
- Aubry et Rau, t. III, § 293 bis, p. 509, texte et note 41

Fenet, t. XV, pp. 471-472

52

#### 2 取得証書 ヮ

異なる (⇒**五九—六七**)。

〔⇒**五九**)。

競売判決の効果は、

誰が競落人となるかにより

## (1)謄記の必要

不動産の抵当権…は滌除されない」(二一八二条一項)。 三取得者は、 つに過ぎず、「所有権移転証書が… 記しなければならない。 存吏により謄記される」(二一八一条一項)。すなわち、 は、 合においては、不動産所有権又は不動産物権の移転契約書 その内容のすべてにつき、 匹 第三取得者が先取特権及び抵当権を滌除 抵当権の滌除にあたり、 もっとも、 財産所在地の郡の抵当権保 謄記されただけでは、 謄記は滌除の要件の 取得証書を事前に謄 する 場

八〇四年法は謄記を所有権取得の対抗要件とし (3) 54

過した登記免除・未登記法定抵当権については、

第三取得

異なる

 $\widehat{\mathbb{Q}}$ 

五

事前の謄記が必要とされる理由は、

年代に応じて

得的な理由をあげることは難しい。 得的な理由をあげることは難しい。 得的な理由をあげることは難しい。 得的な理由をあげることができる。そうであれば、第三取得者は売買契約のみで滌除手続をすることができるはずであり、 事前の謄記を必要とする論理的必然性はない。したがって、 事前の謄記を必要とする論理的必然性はない。したがって、 (58)

の登記をすることができる。 ら一五日経過時点までに登記された抵当権が、 から一五日間については、買主の不動産に対して、 つまり、 章第八節の規定に従い競売の申立てをすることができる」。 記がされたことを証明したときに限り、 移転行為以後、 動産の譲渡以前に証書を登記していない債権者は、 とすることなく、 二一二七条及び第二一二八条の抵当権を有するが、 項(一八五五年法廃止)曰く、「民法第二一二三条、 2 謄記は、 一八〇六年民訴法は、 権である。 売主の抵当 所有権移転証書の謄記から一五日以内に登 滌除対象既登記抵当権を確定させる機能を 謄記に重要な機能を付与する。 このように、 権者は、 したがって、 謄記を所有権取得の対抗要件 第三取得者の取得証書の謄記 一八〇六年民訴法 民法第三編第一八 取得証書謄記か 滌除対象既 八三四条 抵当不 抵当権 にお 所有権

有する。

特権者又は抵当権者は、 抗するために、買主は、 三者に対抗することはできない」(一八五五年法三条一 くなるので、 ることができない」と規定する。 したがって、第三取得者であることを売主の抵当権者に対 に権利を取得し、 により売主の抵当権者は抵当権の登記をすることができな 前二条に規定する証書及び判決から生じる権利は、 八五五年法六条一項は「謄記がされたときから、…先取 3 一八五五年法においては、 謄記は、 かつ法律の規定に従いそれを保存した第 滌除対象既登記抵当権を確定させる 前 謄記をしなければならない。また、 所有者に対して有効に登記をす したがって、買主の謄記 - 謄記がされるまでは

# (2) 前主以前の取得証書謄記の要否

ために必要である。

が肯定されるのであれば、 権 ないことを理由に、 において、 Cは取得証書を謄記 を登記することができるの 六 甲不動産がAからB、 Aの抵当権者は、 したが、 Cの滌除手続終了後に甲不動産に抵当 C は、 B は、 Bの取得証書が謄記され かどうかが問題となる。 BからCへと順次売却され 甲不動産から抵当権を滌 それをしていない 7

2

八五五年法以降においては、

次のように解される。

当権登記は認められない。

したがって、

自己の取得

証書を謄記して滌除手続をしさえすれ

ば C は、

以後、

A 以

なりがあ

所有者の

·抵当権者の抵当権により追行されることは

除するにあたり、 前 取得証書も併せて謄記しなければならない 自己 の取得証書ならず、 В 前主又は前

<u>(2)</u>

から一五日以内に登記された抵当権に限定するので、 ことができない。 売買契約が締結された時点でAの抵当権者は、 1 **一五**② は、 の謄記 を確定する機能はない 一八〇四 から一 [年法に 滌除対象既登記抵当権をCの証書の 五日以後については、 また、一八〇六年民訴法八三四条一項 おいては、 謄 記に ので、 に滌除対 Aの抵当権者の抵 登記をする 象既登記抵 B 間 で C の 謄記

謄記し

なければならない

(3)謄記 が 不 -要とされる場合の 有

言書 者は謄記をしなければならない 問題である。二一八一条一 具体的には、 おいては、 とされない場合においても、 七 であると規定すること、 (testament)を謄記しなければならないの 所有権取得を第三者に対抗するために謄記 特定名義受遺者 (⇒七③) 特定遺贈 (legs particulier) 項は謄 一八五五年法は遺言処 滌除にあたっては、 のかどうか 記 0) は 対象 滌除にあ がされた場合に が は 問題となる。 移転 かとい 分に たり遺 が 契約•

規定するが、「前所有者」 priétaire) り登記ができなくなる抵当 一八五五年法六条一項は  $\widehat{\mathbf{B}}$ 者又は 抵当権者に В に対して有効に登記をすることができない が謄記をしない限り、 抵当 限られる。 者 は は単数形であるので、 | 謄記がされたときから、 権者は、 前 す 所 かなわ Α 有者 の抵当権者は登記をす 転得者 ち、 (précédent C が Ĉ 謄 謄記によ 記を の 前主 · 先取 Ū た

用されないことを理由に、

特定名義受遺者は未謄記のま

で滌除手続をすることができると考えることもできる。 第三者対抗要件として謄記 滌除の要件として謄記が必要であると が 必要とされ

か

判例は、

場合であっても、

取得証 いて、 登記することができる。その結果、 妥当し、 除手続終了後であっても、 ることができる。 すべての抵当権を滌除するためには、 書のみならず、 したがって、 このことは滌除がされた場合につ 前主 Bが謄記をしてい Aの抵当権者は有効に抵 (又は前主以前 一八五五年法以降にお なければ、 C は、 の取得 自己の С ても 0

解 する。 (60) 手続にあたっては、 続を警告する目的を有するのである」。 ればならない。 第三者に[特定]遺贈を知らせ、かつ第三者に[滌除]手 での滌除権を認めることはできない。この[謄記]手続は essentielle) であるから、 ロワヌ曰く、「謄記は滌除の本質的条件 その理由につき、 特定名義受遺者は遺言書を謄記しなけ 特定名義受遺者に未謄記のまま ボードリー・ラカンチヌリ= したがって、 (condition

2394, p. 624

- 54 III, n°2393, pp. 622-623. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- 55 らか、トレヤール草案九○条 案九○条も削除されるべきであったが、起草者の不注意か 案九○条) 趣旨は一八五五年法と同じである (⇒③)。 草案においては、事前の謄記が要求される(トレヤール草 的性格(4) 二〇〇一二〇一頁)。したがって、トレヤー 規定を設けていた(トレヤール草案九一条) 原因とする。 八一条の趣旨が不明確であるのは、このような起草過程を しまった(Planiol et Ripert, t. XIII, n°1217, p. 530.)。川 かし、トレヤール草案九一条の削除とともにトレヤール草 トレヤール草案は謄記を所有権取得の対抗要件とする (後の二一八一条) は残って (香山 基本 ル

星野「概観」二五—二七頁参照

56

- 57 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n § 272, p. 326, texte et note 7 et § 294, p. 510, note 1; Civ. 14 janv. 1818, S. 1818. 1. 300.- Aubry et Rau, t.
- et t. III, n°2394, p. 624 p. 510, note 1; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypoth 99 à 103, t. III, § 272, p. 329, texte et note 11 et t. III, § 294 èques, t. II, n°1555, pp. 688-689 et t. III, n°2077, pp. 323-32. Aubry et Rau, t.II, § 209, pp. 315-319, texte et notes
- 59 Planiol et Ripert, t. XIII, n°1218, p. 532
- $\widehat{60}$ Civ. 6 fév. 1889, D. 1889. 1. 299, S. 1889. 1. 385
- 61 III, n°2395, p. 626 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- 62 III, n°2396, p. 627 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.

### (1)通告

3

既登記抵当権者に対する通告

七)の後、 一八 滌除 「新所有者は、 のためには、 追行前又は最初の催告から一ヶ 取得証書 0) 謄 記 (⇒ | 四-| 1

「新所有者の証書の抄本」(一号)。「その抄本に

は

証書の日付及び性質、

売主又は贈与者の氏名及び正確な指

ある 柱書)。 三取得者に通告が課される。 できるのに必要な情報を提供することを目的とし」て、第 事情をわきまえた上で二つの選択肢から一つを選ぶことが 記抵当権者〕に は 用を直ちに弁済する旨の」申込みをしなければならな 来したかどうかを問わず代価を限度として抵当債務及び (二一八四条)(⇒三三)が、これに対して既登記抵当権者 月以内に、 を決定しなければならない。そこで、「債権者 増価競売の申立てをする(⇒三九)かどうか 類を債権者に通告しなければならない」(二一八三条 (二一八三条) (⇒①—③)。 第三取得者は、 債権者が登記において選定した住所に宛てて、 第三 通告と同時に、 取得者の立場を認識させ、 通告すべき書類は、 「債務の弁済期が到 一種類で かつ、 **⊕ 五** 〔既登 瞢

物の 代価及び売却代価の一部をなす負担又は贈与の場合は 個からなるときは土地及び土地が所在する郡 示 評価額が、 売買又は贈与の目的物の性質及び所在地、 売買証書 記載される」(同号) (⇒二五)。 0 謄記抄本」(二号)。 もっとも、 0 財産が 般的名称 目的 ~複数 号 0

規定する

「売買証書の謄記抄本」は、

号の規定する

scription)」のことであると解する。 (a) したことを証明する「謄記証明書 ので、 規定する「売買証書の謄記抄本」は、 所有者の証書の抄本」と同一 通通告しなければならない。 通り ボードリー・ラカンチヌリード に解釈するのであれば、 しかし、 のものであるので、 第三取得者は同 (certificat これは無意味である 第三取得者が ロワヌは、 一証書を二 条文を字 二号の 灣記

義

きは増価競売の申立てをすべきかどうかを判断する。 弁済申込額で十分な弁済を受けるの 報により抵当権者は、 には登記された債権の額が、 の日付及び登記の日付、 「三つの欄からなる表」(三号)。 自己の抵当権順位を認識した上で、 第二欄には債権者 記載される」(同号)。 かどうか、 第一 この氏名、 欄には 受けな この情 抵当

#### (2)期間

一九

第三取得者は、

取得証書の謄記

四

せ

とができる。 (66) もなく、 をしさえすれば、 解除 (mainlevée) また通告に先立ち第三取得者は前主 いつまで通告ができるのかについては、 債権者の請求を待たなければならない そのときか・ を請求する必要もな 5. それだけで 通告をするこ 対 わけで

第三 して登記 取 1169 (82-4-51)

行に対して滌除手続をする場合とで、 者が率先して滌除手続をする場合と、 異なる (⇒1)— 既登記抵当権者の追 **2** 

で き る。 (8) しない限り、 服さない。 得者が滌除手続をする場合については、通告は期間制限に 既登記抵当権者の追行がないにもかかわらず第三取 したがって、既登記抵当権者が競売手続を開始 第三取得者は、 いつまでも通告をすることが

間内に滌除手続をするかどうかを決定しなければならない の売却手続に着手することができ、第三取得者は、その期 ser)」のことである。したがって、抵当権者は弁済又は委 又は…委付催告(sommation...de payer...ou de 起算点となる。 権者が催告をしたときは、 柱書)。すなわち、 二一八三条は「一ヶ月」と、二一六九条は「三〇日」と規 付催告から「三〇日経過後に」(二一六九条) 抵当不動産 てきた場合については、「新所有者は、…最初の催告から ヶ月以内に、…通告しなければならない」(二一八三条 二一八三条の「催告」は、二一六九条が規定する「弁済 第三取得者の通告に先立ち既登記抵当権者が追行し 通告は期間制限に服する。複数の抵当 最初にされた催告時が、 délais 期間の

ある。??

者は滌除権を失う。 三〇日の期間内に通告がされなかったときは、

(3)相手方

かつ謄記後に抵当

権者、 告する必要はない。これらの者は、 れなければならない。 記抵当権者に対しても、通告は必要とされない。 「登記」三一①・同三二①)に宛てたものでなければならな 五年法六条参照)。また、 対する追求権を有さないからである(二一九八条・一八五 保存吏が第三取得者に対して交付する謄抄本(état)(二 い(二一八三条)(⇒〓〓)ので、選定住所未記載の既登 で謄抄本に未記載の抵当権者に対しては、 九六条参照)に記載された抵当権者の全員に対して、さ = 数名で一つの債権を有するような場合においては、すべ 又は謄記前に登記をしたが抵当権保存吏による脱漏 通告は、 謄記前に登記をし、 したがって、謄記後に登記した抵当 通告は登記上の選定住所 いずれも第三取得者に 第三取得者は诵 (I

複数の既登記抵当権者がいるにもかかわらず、 同様である。 そ

選定住所が一つである場合についても、

ての既登記抵当権者に対して通告をしなければならない

定するが、二一八三条の「一ヶ月」は「三〇日」のことで

第三取得

行使することができる。

権者 未通告の原因が誰にあるかに応じて、 全 が無効となることはない。 員に対して通告がされなかったとしても、 以 下 「未通告既登記抵当権者」という。)の処遇は 通告されなかった既登記抵当 異なる (⇒① 滌除手 2

(1)

謄抄本に記載され、

かつ選定住所を有する既登記抵

通告既登記抵当権者は滌除手続終了後におい がって、 既登記抵当権者に対する関係におい た既登記抵当権者に対する関係では有効であるが、 当権者に対する通告がされなかったときのように、 原 、因が第三取得者にあるときは、 未通告既登記抵当権者の抵当権は滌除されず、 ては無効である。 滌除手続は、 ても追求権を 通告され 未通告 未通告 した 未

登記抵当権者の抵当権は滌除される(二一九八条)。 賠償を請求することができる(二一九七条二号・二一九八 すること (二一九八条)、 めに開始され 未通告の原因が抵当権保存吏にあるときは、 未通告既登記抵当権者は、 抵当権保存吏が謄抄本に記載しなかったときのよう た順位配当におい 又は抵当権保存吏に対して損害 て優先的な順位決定を請求 抵当不動産の代価分配 未通告既 しか のた

> 効である。 権者の てて 第三者が、 達を抵当権者個 て送達をすべき第三者のために求められるに過ぎない 現住所 しなければならない この利益を放棄ししつつ、 実際、「選定住所は、 (domicile réel) に対してされた通告も、 人又は抵当権者の現住所 (二一八三条)。 もっぱら抵当権者に対 抵当権者にすべき送 (domicile génér L か いので、 抵

#### (4)形式

にすべきことが否定されることはない」。 (s)

する手続が遵守されない場合は、 れる裁判所の代訴士の選任を含」まなければならない される郡の第一審裁判所長が選任した執行吏が、 四 四 これらの通告…は、 四 年改正民訴法八三八条三項)。 年改正民訴法八三二条一項)。 「第二一八三条…に規定する通告…は、 増 価競売及び順位配当の すべて無効とする」(一 「第八三二条…に規定 :: > これ 届 出 をす 「 が さ n

る。

取得証書抄本」 五 第三取得者 という。)、 は 新 売買証書 所 有

者の

抄

本

(5)

取得証書抄本記載事

項

条)。

Ξ

通告は

債権者が登記において選定した住所に宛

三つの欄からなる表」

を通告しなければならない

 $\widehat{\Downarrow}$ 

の謄 証書

記証明書 の

及び

1171 (82-4-53)

増価競売により保護されるからである。 得証書に代価が明記されない場合のすべてに適用される。(※) したがって、 つき目的物の評価額の記載を要求するが、この規定は、 が記載されなければならない。二一八三条は贈与の場合に 載すべき評価額は、 きにも、 1 かりに評価額が低廉であったとしても、 取得証書抄本には、「贈与の場合は目的物の評価額 目的物の評価額が記載されなければならない。 第三取得者が交換により不動産を取得したと 第三取得者が適切であると考えた額で 抵当権者は 記 取

は契約により取得者が負担すべき享受開始(entrée en 使売主が負担すべき既登記抵当権の滌除費用(⇒九)、又金銭又は給付のすべて」のことをいう。したがって、本来乗せして、売主…に弁済又は提供しなければならなかったとなるにあたり、取得者が、厳密な意味での売買代価に上となるにあたり、取得者が、厳密な意味での売買代価に上

買費用、代価の利息又は享受開始後の保険料(primesについては、「売買代価の一部をなす負担」ではない。売については、「売買代価の一部をなす負担」ではない。売いればならない。しかし、第三取得者が負担すべきものなければならない。しかし、第三取得者が負担すべきものない。以前の租税債務は、取得証書抄本に記載され

を区別して記載する義務を負うわけではない。双方を負う場合には、第三取得者は、通告において、双方級方を負う場合には、第三取得者は、通告において、双方得者が「売買代価の一部をなす負担」とそうでない負担の

d'assurance) などが、これにあたる。

もっとも、

を無効と解する。 …弁済する旨」の申込み 既登記抵当権者は、二一八四条による「代価を限度として 要はないと解する。確かに、二一八三条は代価の金銭的評 e) である場合につき、 給付であるとき、又はそれが終身定期金 価を第三取得者に義務づけていないが、それがなければ 立てをすべきかどうかを、 ワヌは、この場合において代価の金銭的評価のない通告 3 オブリー=ロー 売買代価 (又は売買代価の一部をなす負担) -及びボ 判例は、代価を金銭で評価する必 (⇒〓〓)に対して増価競売の申 判断することができない。 ードリー ・ラカンチヌリ=ド・ (rente が 視物 が

取

・得証書記載代価を上回るときは、

通告は無効ではない。

二六 規定違反の通告の効力については、(6) 規定違反通告

うな通告では既登記抵当権者は正確な判断を下すことはで達せられるかどうかを、裁判官が事案毎に評価し、そのよ反通告により法律がそれを第三取得者に義務づけた目的が反通とで、規定違反通告の効力は、「潜在的無効(nullite

ニセ 潜在的無効理論(⇒ニ六)を適用すると、以下の

きないと判断したときは、

その通告は無効となる。

結果となる

 $\widehat{\downarrow}$ 

2

である。 第三取得者の弁済申込額は通告記載代価であり、かつ既登記抵当権者は通告記載代価を要求できるので、この場合においては既登記抵当権者は通告記載代価を要求できるので、この場合に第三取得者の弁済申込額は通告記載代価であり、かつ既登

二八 規定違反通告無効の主張権者は、規定違反通告を

適正な通告をされた既登記抵当権者又は売主は無効主張権告無効は相対無効(nullité relative)である。したがって、された既登記抵当権者に限られる。すなわち、規定違反通

規定がない。

者ではない。

はみなされない。 (順) 無効主張権者は、無効主張権を放棄することができる。 無効主張権者は、無効主張権を放棄することができる。

効期間内に再度の通告をすることができる。 通告が無効となった場合であっても、第三取得者

有

(7) 特 則<sub>[]]</sub>

産毎の代価を通告に記載することが義務づけられる。 取得者は、「単一の代価」 九二条一項)を記載しなければならない。 いて、「証書において表明された総額の評価割当て」(二一 単一の代価」でされたときは、 二九 1 新所有者の 以下の四 つの場合 取得証書」 を不動産毎に振 に 第三取得者は、 「不動産及び動産 で、 すなわち、 り分けて、 か つ譲渡 通告に 不動 が 同 が

② 「新所有者の取得証書」に「複数の抵当権保存所の時に含まれる場合。

われ これらの不動産が ない。 郡に所在する」 「同一の経営に属するかどうか」 複数の不動産が含まれる場合。 は、 なお、 問

する場合。 管轄郡に所在する」複数の不動産が含まれ、 抵当権の目的である不動産と目的でない不動産」 3 新所有者の取得証書」に 「同一の抵当権保存所の かつ、 が そこに 混在

めに登記をした場合であっても、 登記の場合においては、この者が複数の債権を担保するた 管轄郡に所在」 めに複数回の登記をした場合であっても、 た抵当権の目的となっている場合。 すべてが複数又は一人の債権者により「個別に登記」され 4 「新所有者の取得証書」に「同一 する複数の不動産が含まれ、 一つの債権を担保するた 一人の抵当権者による の抵当権保存所の 構わない。 その不動 産の

る (⇒① — Ξ 評価割当てが第三取得者に課される理由は二つあ (2) <u>(1)</u>

者は、 Ξ 売申立て 1 弁済申込額を知ることができず、 が認められるのであれば、 かりに評価割当てをしないままでの弁済申込み (⇒**三九**) をすべきかどうかを判断することがで 滌除対象不動産の抵当権 したがって増価競  $\widehat{\Downarrow}$ 

きない。

順位配当において、 2 評価割当てをしないまま滌除手続がされたときは 混乱が生じる。

Ξ 評価割当ての方法は、 四つの場合 (⇒<u>+</u>九) に応

じて異なる (⇒①—④)。

れなければならない。 時に含まれる場合には、 「新所有者の取得証書」に 不動産の代価部分が通告に記載 「不動産及び動産」

管轄郡に所在する」複数の不動産が含まれる場合には、 なければならない。 除がされる管轄郡内の不動産の代価部分が通告に記載され 2 「新所有者の取得証書」に「複数の抵当権保存所 滌 0

ければならない。 する場合には、抵当不動産の代価部分が通告に記載され 管轄郡に所在する」複数の不動産が含まれ、 |抵当権の目的である不動産と目的でない不動産| 3 「新所有者の取得証書」 に同一 の抵当権保 かつ、 が そこに 存所 混

た抵当 管轄郡に所在」する複数の不動産が含まれ、その不動産の すべてが複数又は一人の債権者により れた抵当不動産毎の代価部分が 4 「新所有者の取得証書」に |権の目的となっている場合には、 同 通告に記載されなけれ の抵当権保存所 個別に登記」 個別に登 記 され z 0

が

同

ならない。

権者ではない。しかし、評価割当てが不動産の代価部分を 正確に反映していないときは、抵当権者だけでなく、売主 べての抵当権者が無効主張権者であるが、 三二 評価割当ての欠缺により、通告は無効となる。 評価割当てを批判(critique)することができる。 売主は無効主張 す

- 63 III, n°2402, p. 630 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- III, n°2412, p. 640. 実際、共和暦七年ブリュメール一一日 担保法研究会八一九頁)。 「謄記証明書」を通告すべきであると規定する(フランス (以下「共和暦七年法」という。) (三〇条一号) は Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- 65 III, n°2413, p. 640 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- 66 Planiol et Ripert, t. XIII, n°1216, p. 529
- 2403, p. 631 Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 511, texte et note 2;
- 68 七年法は一ヶ月の期間制限を設ける。三〇条柱書曰く、 III, n°2357, p. 584 et n°2403, p. 631. これに対して、 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.

- たり一部改訳)。 ばならない」(フランス担保法研究会八二九頁、 て、債権者の選定住所に、次に掲げるものを通告しなけれ ために、譲渡証書の謄記から一ヶ月以内に、債権者に対し 済を免れ、かつ、第一四条に認める追行の効力から免れる するために不十分であるときは、取得者は、その全額の弁 契約で表明された代価がすべての負担及び抵当権を返 引用にあ
- (3) Civ. 29 nov. 1820, S. 1821. 1. 151; Civ. 30 juill. 1822, J t. III, § 294, p. 512, note 5; Baudry- Lacantinerie et de G., v°Priv. et hyp., n°2074, S. 1822. 1. 350.- Aubry et Rau Loynes, hypothèques, t. III, n°2403, p. 632
- (7) 「第二一六九条 第三取得者が前条〔三一六八条〕 又は抵当不動産(héritage)の委付催告から三〇日経過後 dement)及び第三取得者に対する弁済期到来債務の弁済 務者(débiteur originaire)に対する弁済催告 に、第三取得者に対して抵当不動産を売却させる権利を有 義務の一つを完全に履行しないときは、各抵当権者は、 (comman

債 0

(元) Req. 25 nov. 1862, D. 1863. 1. 209, S. 631. 抵当権者が第三取得者に滌除手続をすることを促す III, § 294, p. 511, note 4.)。したがって、 Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 512, texte et note 4; Baudry べくする「滌除催告」のことではない Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2403, p (Aubry et Rau, t 抵当権者が弁済又 1863. 1. 149.

- (72) Aubry et Rau, t. III, \$ 294, p. 511, note 3; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2128, pp. 369-370 et n°2403, pp. 631-632. 一八〇四年法制定時のフランスにおいては共和暦が用いられており、共和暦においては一ヶ月は常に三〇日であった。したがって、一八〇四年法の起草者は、二一六九条の期間と二一八三条の期間を目一と考えていた。
- (23) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 512, notes 6 à 7; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2403, p. 632.
- (云) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 512, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2404, p. 632.
- (万) 一八○六年民訴法八三四条一項は、第三取得者の謄記
  (万) 一八○六年民訴法八三四条〕の規定において、新所有者は、することができると規定しており、これによれば謄記後にすることができると規定しており、これによれば謄記後に登記された前主の抵当権者の抵当権も滌除対象となる(⇒
  (五) 一五② が、一八○六年民訴法八三四条一項は、第三取得者の謄記

- 第二一八三条及び第二一八四条に規定する送達をする義務を負わない」と規定するので、謄記後に登記をした前主の 抵当権者に通告をする必要はない。したがって、本文で述 べた原則は、一八〇六年から一八五五年の期間においても 妥当する(Cf. Baudry- Lacantinerie de Loynes, *hypothē*gues, t. III, n°2404, p. 633.)。
- 2) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 512, note 8; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2404, p. 632
- (7) 「第二一九八条 抵当権保存吏が、不動産につき登記された負担の一個又は数個を証明書(certificat)に記載された負担の一個又は数個を証明書を請求したときに限り、新所有者は脱漏された負担を免れた不動産を取得する。ただし、抵当権保存吏は、責任を負う。脱漏された債権者は、取得者が代価を支払っていない又は債権者間の順位配当が承認(homologation)されていない限り、自己の有する承認(homologation)されていない限り、自己の有する承認(homologation)されていない限り、自己の有する不可能を表現している。
- (78) オブリー=ロー及びボードリー・ラカンチヌリ=ド・ロワヌは、選定住所が登記に未記載であっても、これによりり、350-351, texte et note 21; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. II, n°1694, p. 837.)。これに対して、Loynes, hypothèques, t. II, n°1694, p. 837.)。これに対して、

- (ゑ) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 513, texte et note 11 ( $\lessapprox$ ) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 512, texte et note 10 (P) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 512, texte et note 9; 2404, pp. 633-634. 2404, p. 633 28 mai 1817, S. 1818. 1. 297; Civ. 25 avril 1888, D. 1889. 1 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n ば、それをもって選定住所に代えることができ、したが et note 12; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothè 102, S. 1889. 1. 49.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 513, texte Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' 所の管轄内に現住所があり、かつ、それが記載されていれ janv. 1863, D. 1863. 1. 101, S. 1863. 1. 73.)は、抵当権保存 263.)。しかし、一八六三年の連合部判決 (Ch. réun., 14 Civ. 6 janv. 1835, J. G., v°Priv. et hyp., n°1527-1°, S. 1835 S. 1816. 1. 245; Civ. 27 août 1828, S. 1835. 1. 5 à la note 解する(Req. 2 mai 1816, J. G., v°Priv. ethyp., n°1527-1° 1858. 1. 812; Civ. 28 mars 1882, D. 1883. 1. 125, S. 1882. 1 1. 5; Civ. 12 juill. 1836, J. G., v°Priv. et hyp., n°1527-2°, S -2°, S. 1844. 1. 46; Civ. 26 juill. 1858, D. 1858. 1. 354, S 1836. 1. 556; Civ. 11 déc. 1843, J . G ., v°Priv .  $et\ hyp$  ., n°152? Req. 22 juill. 1812, J. G., v°Priv. et hyp., n°2087; Req 選定住所未記載の登記は無効とならないとする。
  - (3) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2405, p. 635.
  - 8) Req. 26 nov. 1884, D. 1885. 1. 115, S. 1886. 1. 63. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 513, texte et note 13; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°
  - (5) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 513, note 13.

2404, p. 634

- (%) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2410, p. 638.
- (S) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 513, texte et note 14;
  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°
  2410, p. 638.
- (\varphi) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2410, p. 638.
- $(\mathfrak{D})$  Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 514, texte
- (\$\mathfrak{G}\$) Civ. 15 mai 1811, J. G., v\*Surenchère, n\*193-1\*, S. 1811. 1. 257; Civ. 25 nov. 1811, J. G., v\*Surenchère, n\*191-1\*, S. 1812. 1. 85; Civ. 2 nov. 1813, J. G., v\*Surenchère, n\* 207, S. 1814. 1. 11; Civ. 3 avril 1815, J. G., v\*Surenchère, n\*191-3\*, S. 1815. 1. 207; Req. 13 mai 1872, J. G., Suppl., v\* Surenchère, n\*159, S. 1872. 1. 244. Aubry et Rau, t. III, §
- ) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 514, texte et note 18;

et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2407, p. 636

294, p. 514, texte et notes 16 à 17; Baudry-Lacantinerie

ques, t. III, n°2405, pp. 634-635

1177 (82-4-59)

- Baudry- Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n' 2407, p. 636.
- (S) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 514, texte et note 19; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2407, p. 636.
- (3) Req. 26 fév. 1822, J. G., v'Surenchère, n°195-1°, S. 1822. 1. 305. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 514, texte et note 20; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2407, p. 637.
- (3) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 514, texte et note 21; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2407, p. 637.
- (5) Civ. 14 nov. 1894, D. 1896. 1. 513, S. 1896. 1. 137.
  Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 514, texte et note 22;
  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°
  2407, p. 637.
- 69) Civ. 2 nov. 1813, J. G., v°Surenchère, n°207, S. 1814. 1.
  11.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 515, texte et note 23;
  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°
  2409, pp. 637-638.
- (S) Civ. 3 avril 1815, J. G., v°Surenchère, n°191-3°, S. 1815. 1. 207; Req. 11 mars 1829, J. G., v°Surenchère, n°205, S. 1829. 1. 89; Civ. 14 nov. 1894, D. 1896. 1. 513, S. 1896. 1.

- 8) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 515, texte et note 24; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2410, p. 638 et n°2411, pp. 638-639.
- 第) ある規定に違反する行為がされたときにおいては、それを無効とする規定がない場合であっても、裁判官は、れを無効とする規定がない場合であっても、裁判官は、に法律の精神(l'esprit de la loi)」をくみとり、その行為の無効を宣言することができる。このような場合の無効を無効を宣言することができる。このような場合の無効を無効を宣言することができる。このような場合の無効を無効を宣言することが立法者の期待した目的の完全な実現に不可欠ですることが立法者の期待した目的の完全な実現に不可欠であれば、法規違反行為は潜在的無効となる」(Aubry et Rau, t. I, § 37, pp. 119-120, texte et notes 8 à 10.)。
- (≅) Req. 14 mars 1853, S. 1853. 1. 261.- Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 515-516, texte et note 25; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2417, p. 644.
- (E) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 516, texte et note 26; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2417, pp. 644-645.

- 102 § 294, p. 516, texte et note 27; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2417, p. 644 S. 1820. 1. 327; Civ. 4 fév. 1857, D. 1857. 1. 83; Civ. 9 avril 1815. 1. 207; Req. 21 mars 1820, J. G., v° Louage, n°324-2° 1878, D. 1878. 1. 372, S. 1878. 1. 319.- Aubry et Rau, t. III Civ. 3 avril 1815, J. G., v°Surenchère, n°191-3°, S
- 2419, p. 645. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 521, texte et note 44;
- (三) Civ. 9 nov. 1858, D. 1858. 1. 440, S. 1859. 1. 49
- (恒) Civ. 4 mai 1892, D. 1894. 1. 84, S. 1892. 1. 575.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 521, texte et note 45; Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2420, p Baudry-
- 2420, p. 646 Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 521, texte et note 46
- 107 〔10〕 オブリー=ローは、二一九二条の全体を既登記抵当権 ては、オブリー=ローの体系にしたがわない。 り扱う方が合理的であろう。したがって、この部分につい t. III, § 294, pp. 537-540, texte et notes 118 à 126.)。 しる の滌除の最後の部分でまとめて検討する(Aubry et Rau し、二一九二条一項は、通告の特則であるから、ここで取 Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 521, texte et note 47.

- 110 109 et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2421, pp. 647-648.)° 1894, D. 1896. 1. 513, S. 1896. 1. 137.- Baudry- Lacantinerie ても、その抵当権が包括抵当権(hypothèque générale) ときは、二一九二条一項は適用されない(Civ. 14 nov のとき又は同一の特定抵当権(hypothèque spéciale)の の不動産のすべてが抵当権の目的となっている場合であっ 権保存所の管轄郡に所在」する複数の不動産が含まれ、そ Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 538, したがって、「新所有者の取得証書」に texte; Baudry 「同一の抵当
- 648 649Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2422, pp
- 111 Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2423, p Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 538, texte; Baudry-
- (≅) Civ. 6 nov. 1894, D. 1896. 1. 225, S. 1896. 1. 185.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 538, texte et note 120; Baudry Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2425, p

(≘) Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 538-539, texte et notes

(三) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 539, texte et note 123 2424, pp. 649-650 ques, t. III, n°2425, p. 650 121 à 122; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothè Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n

(1)

内容

① 第三取得者が代価を限度として弁済を申し込むべきのであり、その元本の弁済期が未到来の場合につ終身定期金であり、その元本の弁済期が未到来の場合につ終りに期金であり、その元本の弁済期がま到来の場合についても、同様である。

② 二一八四条の「代価」は、二一八三条一号の「代価)) 二一八四条の「代価」は、二一八三条一号の「代価」

ple, et intégrale)」なものでなければならない。したがっ③ 弁済申込みは、「無条件かつ全面的(pure et sim-

と代金債権を相殺する旨の合意があったとしても、第三取第三取得者が売主に債権を有する場合において、その債権はできず、また申込みにあたり控除(déduction)を主張はできず、また申込みにあたり控除(déduction)を主張はできず、また申込みにあたり控除(déduction)を主張はできず、また申込みにあたり控除(déduction)を主張はできず、また申込みに期限を付するとしても、第三取得者は、弁済申込みに期限又は留保を付するとて、第三取得者は、弁済申込みに期限又は留保を付すると

三条の通告(⇒一八)も無効となる。 三四 二一八四条(⇒三三)に反する内容の弁済申込み得者は、そのことを抵当権者に対抗することはできない。

一八四条の趣旨に沿ったものであれば、それで十分である。 表現通りのものである必要はない。弁済申込みの内容が二 三五 弁済申込みの文言は、かならずしも二一八四条の

## (2) 弁済申込みの効果

五)が、このことは、この期間中の弁済申込みの維持を第どうかを決定することにつき四○日の期間を与える(⇒四号は既登記抵当権者に対して増価競売の申立てをすべきか号は既登記抵当権者に対して増価競売の申立てをすべきかい。二一八五条一項一(下)の第三取得者は、弁済申込みを一方的に撤回

は事実上の 部撤回だからである。

期間 追奪 tion) することができる。 いて弁済申込額の縮減を請求することができる。 既登記抵当権者の利益が害されることはない。 条一項一号の規定する四〇日の増価競売申立期間 cation)という方法で、 第三取得者は、これに対して、 の起算点は再通告時である。したがって、これにより (⇒ 四 五 (éviction partielle) を受けたときは、 満了後でも、第三取得者は、 この場合においては、二一八五 弁済申込額を訂正 (rectifica-再通告(nouvelle notifi 順位配当にお 増価競売申立 また、 **○**四

らに、 囲は、 う<sub>。図</sub> 得者は、 を失わない。 に対して、「個人的債務 (exception de discution)」(二一七〇条) 三七 しかし、第三取得者は、これにより第三取得者の地位 善意 抵当権の被担保債権額に限定される。 既登記抵当権者に対して有する「検索の抗弁権 弁済申込みにより第三取得者は、 (bonne foi) したがって、第三取得者が負うべき義務 (engagement personnel)」を負 かつ正当な権原 を失わない。 既登記抵当権者 (juste titre) また、 第三取 の範 ž

> 参照)。 ○年又は二○年の時効による抵当権の消滅を主張するこ

申込日からである。 権者に対して代価の利息の支払義務を負担するのは、 務を負う。これに対して、第三取得者が率先して滌除手続 催告目から、 を開始したとき (⇒**二○**①) は、 滌除手続を開始したとき(⇒二〇②) 三八 既登記抵当権者からの催告を契機に第三取得者 既登記抵当権者に対して代価の利息の支払義 第三取得者が既登記抵当 は、 第三取得者は、 か

とも、 におい 場合は、この限りでない。 当権者に対する関係で代価の利息の支払義務を負う。 とみなされなければならないからである」。 当権者には対抗できず、したがって第三取得者は既登記抵 の支払いを免除したときであっても、 売買契約において売主が第三取得者に対して代価 ては、 代価の利息の支払免除が一定期間に限定され 免除された利息は、 というのも、「このような場合 代価に含まれているも その合意は既 てい 登記 0 利息 Ł

115 III, n°2414, p. 641. Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques,

有しさえすれば、

第三取得者は、

既登記抵当権者に対して

- は香山「基本的性格⑸」三五〇—三五一頁註(辺)④参照。 とないては、第三取得者は、弁済期未到来の債権を被 とする抵当権を滌除することはできない(Cf. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n° 2414, pp. 640-641.)。一八〇四年法制定時の議論について 2414 (一五条一項・三〇条三
- (≦) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 516, texte et note 28;
   Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°
   2414, p. 641.
- (≅) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 516, texte et note 29
- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 517, texte.
- (E) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 517, texte et notes 30 à 32; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2415, pp. 641-643.
- (፷) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 517, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2418, p. 645.
- (≦) Req. 28 mai 1817, J. G., v°Priv. et hyp., n°2151, S. 1818. 1. 297. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 517, texte et note 33; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2416, p. 643.
- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 517, texte et note 34; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2427, p. 652.

- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 517, texte et note 36; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2428, p. 654.
- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 518, texte et note 37;
  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°
  2428, p. 655.
- (≦) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 518, texte et note 38; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2428, p. 655.
- (室) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 517, texte.
- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 518, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2429, p
- (亞) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 518, texte et note 39 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' 2429, p. 656.
- (31) Aubry et Rau, t. III, \$ 294, p. 518, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2429, p. 656. なお、二一八三条の通告(→一八)により、抵当権の時効が中断されることはない(Civ. 6 mai 1840, J. G., v° Priv. et hyp., n°2523-1°, S. 1840. 1. 809.- Aubry et Rau, t. III, \$ 294, pp. 518-519, texte et note 40; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2304, pp. 526-527, et n°2429, p. 656.)。

- 131 Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2434, p 1863, D. 1863. 1. 147, S. 1863. 1. 65; Civ. 1er mars 1870, D 23 juin 1862, D. 1863. 1. 243, S. 1863. 1. 205; Civ. 25 305, S. 1901. 1. 281.- Aubry et Rau, t. III, § 287, pp. 449 1870. 1. 262, S. -450, texte et note 54, et § 294, p. 519, note 41; Baudry. Civ. 9 août 1859, D. 1859. 1. 346, S. 1859. 1. 785; Civ 1870. 1. 193; Civ. 6 mars 1900, D. 1902. 1
- 132 n°2434, p. 660 42; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 519-520, texte et note
- 133 2435, p. 660 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 520, texte et note 43
- 134 Civ. 24 nov. 1841, J. G., v°Priv. et hyp., n°2184-3°, S. 1842 mars 1841, J. G., v°Priv. et hyp., n°2184-2°, S. 1841. 1. 366 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 520, texte et note 43 1. 333; Civ. 4 nov. 1863, D. 1863. 1. 471, S. 1864. 1. 121. Req. 17 fév. 1820, S. 1839. 1. 435 à la note; Req. 24
- (語) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 520, texte

物

(correctif)」である。

四〇

増価競売申立権は、

第三取得者の滌除権の

## 5 増価競売申立て

## (1)增価競売申立権

けを伴った競売を「増価競売」という(⇒Ⅱ)。 引き受けなければならない(⇒四六)。このような引き受 けること又は付けさせること」(二一八五条一項二号)を 所有者が宣言した代価に加えて一〇分の一を加えた値を付 動産の競りによる公の競売の申立てをすることができる」 者の申立てによる通告〔⇒一八〕から四○日以内に、」「不 (二一八五条一項柱書)。この競売申立てにあたっては、申 立人(⇒四一)は、「契約において定められた代価又は新 三九 「証書が登記されたすべての債権者は、」「新所有

申立権は滌除の「本質 (essentiel)」であるとさえいう。 目滅りしてしまうことを妨げるため」に認められる。 <sup>(図)</sup> 渡が合意されることで、抵当権の目的物の担保 動産が有する「本当の価値を下回る価格で[不動産の]譲 て、ボードリー・ラカンチヌリ=ド・ロワヌは、 ローは次のようにいう。すなわち、 増価競売申立権が認められる理由につき、オブリ 増価競売申立権は、 [価値 増価競売 そし 1 が 不

したがって、増価競売申立権は 「緩和 1183 (82-4-65)

(®)。 第三取得者による通告(⇒**一八**)後にはじめて、認められ

# (2) 増価競売申立権を有する者

**四一** 「証書が登記されたすべての債権者」(二一八五条**四一** 「証書が登記されたすべての債権者」(二一八五条 「項柱書」は、増価競売申立権を有する。したがって、既 「頭柱書」は、増価競売申立権を有する。したがって、既

① 増価競売申立ては、抵当権の有する追求権の行使方 ② 「登記された…債権者」であっても、第三取得者に ② 「登記された…債権者」であっても、第三取得者に

- 条参照)は、増価競売申立権を有する。 à son hypothèque)又は抵当権者の一般債権者(一一六六③)抵当権付債権の譲受人、抵当権代位者(le subroge
- ④ 抵当権により担保される債権の保証人は増価競売申 低 抵当権により担保される債権の保証人は増価競売申
- ⑥ 未通告既登記抵当権者(→III)、被担保債権の弁済をするにつき十分な額である場合であっても、抵当権者に弁ある。第三取得者の弁済申込額が、すべての抵当権者に弁ある。第三取得者の弁済申込額が、すべての抵当権者に弁ある。第三取得者の弁済申込額が、すべての抵当権者に弁ある。第三取得者の弁済申込額が、すべての抵当権者に弁ある。第三取得者の弁済申込額が、すべての抵当権者に弁める。第三取得者の弁済申込額が、すべての抵当権者に弁める。第三取得者の弁済申立権を有するが、(⑤)。
- 義務を負う者は、みずから権利を行使したとしても、保証増価競売申立権を有さない。なぜなら、「追奪につき保証の)第三取得者が服する追奪につき保証義務を負う者は、

売申立権を有さない。

というの

ŧ

この者は追求権を有さ

からである (二一九八条) (⇒二一)。

漏により記載されていない未記載既登記抵当権者は増価。

d'ester en justice)

)も要求される。

がって、 弁により排除される 売主は増価競売申立権を有さない。 (Quem de evictione tenet actio した

(8) 増価競売申立権を有さない。 た者

#### (3)申立能力

は、 とを引き受ける旨の申述をしなければならない するためには、債務負担能力 た値をつけないときは自らがその額で不動産を購入するこ 要とされる。 끄 項二号)(⇒四六)。したがって、 他の 競り手が契約代価(又は宣言代価) 増価競売の申立てにあたっては、 これ に加 えて、 (capacité de s'obliger) 訴訟能 増価競売の申立てを 增価競売申立人 に 力 (二) 八五 (capacité 割を加え

裁判所の許可の許可が必要である(二一五条・二一七条参 四 債務負担能力及び訴訟能力が要求される 妻が増価競売の申立てをするためには、 夫又は  $\widehat{\Downarrow}$ 四

抵当 照[6] 別産制 の場合についても同様である。 (régime de séparation des biens) (⇒「法定 ただし、

九三年二月六日法改正三一一条三項は

別居により妻は完

が

ある妻

 $\widehat{\Downarrow}$ 

西三

が無許可で増価競売の申立てをしたと

は必要とされない」と規定する(⇒「法定抵当権 全な民事能力を行使することができ、 ので、 同法以降、 別産制が別居による 夫又は裁判所  $\widehat{\Xi}$ 0 四七 可

2

 $\widehat{\Downarrow}$ 「法定抵当権」七)ときは、この限りでない。

リリ 資財産の管理を有する」と規定する う問題については、 それが固有財産であれば、 を負わせる権限を有さないことを理由に、 **ハ**) ことを根拠に、それを肯定するが、 独で増価競売の申立てをすることができるのかどうかとい する抵当権付債権が嫁資財産の一 できるのは、 ンチヌリード・ロワヌは、 法定抵当権」四) 嫁資制 れに対して、 一口一は、 (⇒「法定抵当権」八) 妻に限られる。 一五四九条一項が「夫に限り、 共通制 の妻の有する抵当権付債権については 見解が分かれる。 増 (régime en communauté) 嫁資制においても夫は妻に債 価競売の申立てをすることが 部であるときに、 の場合において、 この点につき、  $\widehat{\Downarrow}$ ボー それを否定する。 法定抵当権 ドリー 婚姻中の 夫は単 妻の ・ラカ オブ

 $\mathcal{O}$ をしたときは、 無効を主張することができる。 끄 걘 増価競売申立権を有さない者が増価競売の 第三取得者を含むすべての者が、 か ĩ 許 可を得る必要 増 価競売 申立て

は、 き な い。 (8) しても、 該期間満了後に許可を得たときは、 五条一項一号が規定する四〇日の期間 がって、 ることができる」と規定 となる。 で、この無効は相対的なものに過ぎないからである。 無許可の妻による増価競売の申立ての後、 夫又はこれらの者の相続人に限り、 というのも、 第三取得者は増価競売の無効を主張することはで 二二五条は「許可の欠缺による無効 (併せて一一二五条参照) するの 増価競売は適法なもの (⇒四五) 内又は当 これを主張す 二八 した

## (4) 申立期間

(二一八六条) (⇒五六)、増価競売申立権は失われる。条一項一号本文)。この期間を徒過すると、代価は確定し告から四○日以内」に、されなければならない(二一八五四五 増価競売申立ては、「新所有者の申立てによる通

請求することはできない。 とを理由に、他の既登記抵当権者は、自己の期間の延長をしたがって、ある既登記抵当権者に対する通告が遅れたこしたがって、ある既登記抵当権者に対する通告が遅れたこ(⇒一八)時であり、それは既登記抵当権者毎に異なる。

四〇日の期間の起算時は既登記抵当権者に対する通告

「この期間は、各 [増価競売] 申立人の選定住所と現実

年五月三日法は、二日の延長期間を一日に短縮する。加えられる」(二一八五条一項一号但書)。なお、一八六二の住所の距離に応じて、五万メートルにつき、二日が付け

終日が休日のときは、この期間は翌日まで延長される(一computatur in termino)(一八〇六年民訴法一〇三三条参照)に従い、期間に算入されない。しかし、期間満了の最照)に従い、期間に算入されない。しかし、期間満了の最照)に従い、期間に算の初日は、一般原則(Dies a quo non 期間起算の初日は、一般原則(Dies a quo non 期間起算の初日は、一般原則(Dies a quo non non putation (国)

## (5) 一割増引受け

(九五年四月一三日法改正民訴法一〇三三条)。

申立人による引き受けを含」まなければならない ときは、 が契約代価(又は宣言代価) 五条一項二号)。その結果、 入する義務を負う (⇒**五九**)。 えた値を付けること又は付けさせることの、[増価競売 られた代価又は新所有者が宣言した代価に一〇分の一を加 끄 六 増価競売申立人は、 増価競売申立てにおい 増価競売において他の競り手 その引き受け額で不動産を購 12 ては、 割を加えた値をつけな 契約にお て定め

○分の一を加えた値」の引き受けをしなければならないが「増価競売申立人は「契約において定められた代価…に一

(法政研究 82-4-68) 1186

増価競売申立人は一割増しでの引き受けをする義務を負わ 抵当権保存所の他の管轄郡に所在する不動産については、

な い<sub>()</sub>()()

増

価競売申立人が同

この 競売申立人の引き受け額は六万六〇〇〇フランではなく、 ラン、代価の一部をなす負担が二万フランのときは 条一号)(⇒二五②)を含む。 「代価」 は 「売却代価の一部をなす負担」(二一八三 したがって、代価が六万フ

八万八〇〇〇フランである。

を要求することはできず、また、抵当不動産であっても、 又は抵当権の目的でない不動産についての一割増引き受け たがって、第三取得者は、 その引き受けを強制されない」(二一九二条二項本文)。 目的となる不動産以外の同一 る場合においても、 たとき(⇒**ニ九―三一**)は、 四七 二一九二条一項が規定する「評価割当て」 動産及び自己の債権のために抵当 増価競売申立人に対して、 郡内に所在する不動産につき、 「増価競売申立人は、 λ γ がされ 動産 ・かな  $\mathcal{O}$ 

> 抵当権者であっても、 取得物の分割又は経営の分割により損害を被っ 変わらない。 たとき

ことは、

増価競売申立人が特定抵当権者であっても、

包括

とができる」(二一九二条二項但書)。また、 は、その賠償につき、新所有者は前主に対して請求するこ 六三八条により売買契約を解除することもできる。

第三取得者は

(6)保証人の提供

年改正民訴法八三二条二項前段)(⇒①—⑥)。 立書は、 ならない(二一八五条一項五号)。そして、 "代価及び負担を限度として、保証人を提供」しなけれ 四 八 保証人の指示…を含む」ことを要する(一八四 増価競売申立てにさいして、 增価競売申立 増 価 一競売申 ば

らない。 い。 割を加えた額 1 保証人は、「代価及び負担」だけでなく、 (⇒四六)についても責任を負わなければな それ K

ζ<sup>180</sup> た者でなければならない 3 2 増価競売申立人は、 保証人は、二〇一八条・二〇一九条の要件を満たし (二〇四〇条 一項[8]。 したがって、

複数名の保証人を提供しても

良

しで引き受けるべきことを要求することはできない。 第三取得者 Ü 増 価競売申立人がそのすべてにつき

保証人には、

「契約締結能力」、

「債務の保証のために十分

立てをすべき不動産につき選択権を有する。

したがって、 増価競売の申 発に抵当権

を有する場合において、

増価競売申立人は、 管轄郡内の複数の不動

1187 (82-4-69)

する。その理由につき、ボードリー・ラは四〇日の期間満了までに寄託されなけ られて然るべきだからである。 日の期間満了後であっても、 て指示された保証人の支払能力が十分でない 立てが認められる四○日の期間 訴法八三二条二項後段)。 れるべきであるとする。 保証人の受諾の判決までは、 この書面は書記課に寄託される(一八四一 保証人の支払能力は書面により証明されなければな なぜなら、 オブリー=ロー 保証人の変更又は追加が認め しかし、 (⇒四五) この書面の寄託は認めら 増価競売申立てにお カンチヌリード 判例は、 ればならない は 満了後であって ときは 增価競売申 この 年改正民 書面 四〇

る当該判決の遅延は、立法者の意思に反する」。の支払能力を]確認することができない。また、それによの]判決まで認められるとすれば、[利害関係人は保証人ロワヌ曰く、「追加の[保証人の]届出が[保証人の受諾

申立人は、「民法第二〇四一条の規定に従い現金又は

保証人を提供することができないときは、

増価競

国

で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三項)。
で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三で担保を提供」する(一八四一年改正民訴法八三二条三項)。

を目的とする場合であっても、同様である。えることはできない。その抵当権が何ら負担のない不動産したがって、増価競売申立人は抵当権をもって保証人に代一八四一年改正民訴法八三二条三項は限定列挙である。

回られたときは、後者の競りが無効を宣言されたときでものれ 「競り手は、自己の競りが他の者の競りにより上である場合に限り、保証人提供義務を免除する。

6

一八二七年二月二一日法は、

国家が増価競売申立人

あ る<sub>())</sub>

したがって、

保証人が保証債務を履行しなけ

れば

たもの過ぎず、

増価競売から生じたものでは

ない

からで

ならなくなる恐れが生じるのは、

他

の競り手が契約代価

(又は宣言代価)

K

割を加え

えた値をつけ

なか

つ

たた

8 に

者

増 項 自己 申立人はすべての義務を免れ、 価 証債務も消 進 価 に 競売 甪 0) 義務を免れる」(一 八四 割を加えた額以上の競りをしたときは、 たにお 滅する。 V 年改正民訴法七〇五条二項)。 て このことは、 他の競り手が契約代価 八四一 それとともに、 年改正 増 価競売申立人以外の第 民訴 さらなる競りによ 法八三八条 (又は宣言代 したがって、 保証人の保 増 価 競売

く り増 る<sub>(193</sub> が 競りにより競落人となった場合におい 三者が競落人となった場合に限られず、 負うべき義務は、 「保証人は、 なぜなら、 価競売申立人が競落人となった場合についても妥当す かつ、それしか保証しない」が、 ボード 増価競売から生じる義務のすべてを保 この者のために宣言され リー・ラカンチヌリー て 増価競売申立人が 増 ۴ た競売から生 価競売申立人 口 ワヌ日

け

ζJ

(7)

五 0 増 価競売申立ては 新所有者に送達され」 なけれ 増価競売申立人が競落人となった場合に限られる。 (®)

任され 取得者の現住所に対する送達は無効である。(※) 要する 者の ならな た代訴士 既登記抵当権者に対する通告 (一八四一年改正民訴法八三二条二項中段)。 ζJ (⇒ 二 四 八五 条 の住所に対して、 項一 号)。 (→ 八) こ の 送達 されることを にお は W · て選 取

得

ば

者である主たる債務者に」対しても、 は抵当不動産の第三取得者であるときのように、 務者であることを前提とする してされなければならない。 <sup>(g)</sup> 所有権が に対する送達は、 かを知ることにつき、 場合もある。 送達は、 の双方に対してされなけ ればならない (二一八五条一項三号)。 追奪された場合は、 新所有者に対するのと「同 いので、 このようなときは、 前 所有者の現住所又は前 利害を有するからである。 前所有者は増価競売がされるかどう ればなら 増価競売により第三取得者 が 前所有者は担保責任を負わ 八 〇 前所有者が物上保証人又 ない。 送達は前 四年法は前所有者が されなければ の期 所有者個 間内に 所有者と債 そうでな 前所有者 ならな 前 所 倩 有

名で購入した者全員が、 各々に対して個別にされなけ ment)で不動産を購入又は売却したとき 複数の者が共同 (conjointement)又は連帯 つ の証書で既登記抵当権者に: ればならない。 は 動 (solidaire 送 産 達 を複 は

であったとしても、送達は個別であることを要する。 (縮) する通告をし、しかも、そこで選定された代訴士が同一

人

る(一八四一年改正民訴法八三二条二項後段)。「保証人を 能力を確認する証書の書記課寄託書の謄本が、交付され\_ めの、 供したときは、 欠くために、増価競売申立人が…現金又は国債で担保を提 それと「同時に、保証人の引受書の謄本及び保証人の支払 法八三二条二項前段)が含まれなければならない。また、 年改正民訴法八三二条一項後段)及び「保証人の受諾のた 位配当の届出がされる裁判所の代訴士の選任」(一八四一 前段)。送達される増価競売申立てには、 吏が、これをする」(一八四一年改正民訴法八三二条一項 され」なければならない 基づき、これがされる郡の第一審裁判所長が選任した執行 五一 「第二一八五条に規定する通告…は、単純申請 裁判所への三日以内の召喚」(一八四一年改正民訴 …担保の提供を確認する証書の謄本が通告 (一八四一年改正民訴法八三二条 「増価競売及び順

### (8)署名

「申立人又は明示の委任状を有する代理人により署名され」五二 増価「競売申立書の原本及び謄本」は、増価競売

状の謄本を提出しなければならない(二一八五条一項四なければならず、代理の場合においては、代理人は、委任

(9)

手続違反の効果

二条(⇒四八・五〇・五一)に違反したときについても、と」なる(二一八五条二項)。一八四一年改正民訴法八三四五―五二)に違反した場合は、増価競売は「すべて無効の五三 二一八五条一項が規定する増価競売申立手続(⇒

同様である(一八五八年改正民訴訟八三八条三項)(⇒①

3

○)がされていたとしても、売主に対する送達(⇒五○)がって、第三取得者は、自らに対しては適法な送達(⇒五での利害関係人がそれを主張することができる。したの無効は絶対無効(nullité absolue)であり、す

合についても、同様に無効の主張が認められる。不可分(indivisible)なものだからである」。その逆の場本質的(substantiel)なものであり、かつ、そのすべてがる。なぜなら、増価「競売申立ての手続は、そのすべてがる。なぜなら、増価「競売申立ての手続は、そのすべてが

の規定違反を理由に増価競売の無効を主張することができ

- 増価競売の宣言及び召喚に関する無効の申出は保

改正 証人の受諾についての判決の前に、 民訴法八三八条四項 これに違反する場合は、 失権する」(一八五八年 …これをしなけれ んばな

ては、 は再度の申立てをすることができる。 (3) 内にされなければならない。 増 増価競売が無効の場合であっても、 価競売申立てが認められる四○日の ただし、 増 価競売申立人 期 再度の申立 間  $\widehat{\Downarrow}$ 四

> ならない (⇒**五八**①)。 るためには、 すべての既登記抵当権者に弁済をしなけ

い。第三取得者は増価競が、この場合において、 者の明示の同意さえあれば増価競売の取下げは認められる の限りでない」(二一九〇条但書)。 他のすべての抵当権者の明示の |取得者は増価競売の取下げに異議を唱えることに 第三取得者の すべての既登記抵当 同意があるとき 同意は必要とされ

は

n

(10)増価競売申立ての取下げ

る。したがって、第三取得者権者にとって「共通のもの 売申立てがされると、その申立ては、 ない」(二一九〇条本文)。一旦 を弁済したときであっても、 下げは、 立てをしたときは、 五 ᄱ [増価競売の申立てをした]債権者が引き受け 登記抵当権者のうちの一人が有効な増価競売申 増価「競売申立人の (commun)」となるからであ 公の競売を妨げることはでき 一誰かによって有効な増価競 すべての既登記抵当 [増価競売の] 額 取

> (11)代位追行

つき、

正当な利益を有さないからである。

増価競売申立人に代位して、 ような場合を考慮して、 増価競売の継続に勤勉であるとは思えない。そこで、この 増価競売を取り下げるような増価競売申立人が、その後 (一八五八年改正民訴法八三八条一項参照)。 価競売の続行は妨げられない める (一八四一年改正民訴法八三三条)。 五五 増価競売申立人による増価競売の取下げにより 民訴法は、 増価競売を続行することを認 他の既登記抵当権者が 九○条) (⇒五四) 代位追行とい すなわ が 増

有者が増価競売の申立てから一ヶ月以内に手続を開始し ともに通告された場合におい て、 増価競売申立人又は新

行することができる。

第三取得者が増価競売の

続行を妨げ

済されたとしても、

0)

増価競売申

立人は、

増価競売を続

済をしたとしても、

それにより増価競売の続行を妨げるこ

増価競売申立人だけに弁

増価競売申立人が第三取得者から弁

増価競売が

[一八四一年改正民訴法]

八三二条の召喚と

また、

したがって、第三取得者は、

1191 (82-4-73)

民訴法八三三条四項)。 立人の保証人は、その義務を免れない」(一八四一年改正 おいて、代位は増価競売申立人の危険でする。 正又は怠慢があるときも、登記債権者は代位権を有する」 条一項)。また、「追行期間中において、追行者の共謀、不 追行をすることができる」(一八四一年改正民訴法八三三 かったときは、 (一八四一年改正民訴法八三三条三項)。「すべての場合に 各登記債権者は、これらの者に代位して、 増価競売申

- 136 Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 522, texte
- 137 III, n°2438, p. 663 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- 138 Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 522, texte
- 2439, pp. 663-664 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 522, texte et note 48 Civ. 17 août 1869, D. 1869. 1. 464, S. 1869. 1. 396.
- (国) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 522, texte; Baudry 通常の増価競売と異なり、一般債権者は申立権を有さない Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2440, p (Planiol et Ripert, t. XIII, n°1247, p. 566.)° したがって、滌除の局面における増価競売につき

- 141 Loynes, hypothèques, t. III, n°2440, p. 665. このように § 294, p. 522, texte et note 49; Baudry- Lacantinerie et de 立てをすることを念頭に、滌除手続をみる。 が、以下、本章においては、既登記抵当権者が増価競売申 増価競売申立権を有する者は既登記抵当権者に限られない Aubry et Rau, t. III, § 269. p. 302, texte et nete 9 et
- 142 665.)° る場合があるからである。しかし、二一八五条一項柱書は 問題となる。というのも、増価競売申立人は、競落人とな は増価競売の申立てをすることはできないのではないかが 止するので、夫の不動産が売却された場合においては、妻 Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2441, p するので、妻の増価競売申立権は否定されない(Baudry すべての債権者」に増価競売申立権が認められると規定 一五九五条は夫婦間売買(ventes entre époux)
- $(\mathbb{H})$  Civ. 9 nivôse an XIV, J. G., v'Surenchère, n'53, note 19, et § 294, p. 522, texte et note 50; 1806. 2. 763.- Aubry et Rau, t. III, § 293, p. 494, texte et Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2442, p Baudry-

S

- (国) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 522, texte et note 51; 2441, p. 667. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n
- (室) Civ. 30 mai 1820, S. 1820. 4. 382.- Aubry et Rau, t. III,

- § 294, pp. 522-523, texte et note 52; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2441, p. 667.
- (堂) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 523, texte et note 53;
  Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°
  2441, p. 667.
- (\(\xi\)) Aubry et Rau, t. III, \(\xi\) 294, p. 523, texte et note 54; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, \(hypothèques\), t. III, n°
- (室) Cf. Planiol et Ripert, t. III, n°758, p. 714.

2441, p. 668

- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 523, texte et note 55; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2441, p. 668.
- ( $\Xi$ ) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2440, p. 665.
- (三) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 523, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2441, p. 666.
- (至) Civ. 14 nov. 1881, D. 1882. 1. 168, S. 1882. 1. 257.-Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2441, p. 667.
- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 523-524, texte et note 58; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2441, p. 667.
- (国) Req. 4 mai 1824, J. G., v°Surenchère, n°71-1°; Civ. 8

- juin 1853, D. 1853. 1. 209, S. 1853. 1. 508; Req. 18 janv. 1860, D. 1860. 1. 172, S. 1860. 1. 225; Req. 30 janv. 1861, D. 1861. 1. 211, S. 1861. 1. 337. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 523, texte et note 56; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2445, p. 670.
- 山口『辞典』六四七頁。

155

- (蛭) Req. 30 janv. 1861, D. 1861. 1. 211, S. 1861. 1. 337. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' 2445, pp. 670-671.
- (运) Req. 9 avril 1839, J. G., v°Surenchère, n°92, S. 1839. 1 276; Req. 15 mars 1876, D. 1878. 1. 64, S. 1876. 1. 216; Civ
- 4 mai 1892, D. 1894. 1. 84, S. 1892. 1. 575.- Aubry et Rau t. III, § 294, p. 523, texte et note 57; Baudry- Lacantineric
- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 524, texte et note 61; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2448, p. 673.

et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2446, p. 671

- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 524, texte et note 61; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2448, p. 673.
- (\(\exists)\) Civ. 14 juin 1824, \(J. G., v^\)Surenchere, \(n^\)64-4^\, S. 1824.

  1. 321.- Aubry et Rau, t. III, \(\frac{9}{2}\)294, p. 524, texte et note 62;

  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, \(hy\)pothèques, t. III, \(n^\)2449, p. 674.
- 1193 (82-4-75)

- (面) もっとも、裁判による別産制(→「法定抵当権」**七)**の場合においては、判決の中に黙示的許可が含まれるので、妻は、夫が売却した不動産につき増価競売の申立てをするにあたって、再度の許可を得る必要はない(Civ. 29 mars 1853, D. 1853. 1. 103, S. 1853. 1. 442.- Aubry et Rau, t. III, \$ 294, p. 524, note 62; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2449, p. 674.)。
- (至) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2449, p. 674.
- (≅) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 525, texte et note 68 et t. V, § 535, pp. 546-547, texte et note 8.
- (≊) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2451, p. 677.
- E) Req. 16 déc. 1840, J. G., v°Contr. de mar., n°2564, S. 1841. 1. 11.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 524, texte et note 69; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2451, pp. 676-677.
- ) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2453, p. 679.
- Req. 11 avril 1842, J. G., v°Contr. de mar., n°1994;
  Civ. 14 juin 1843, J. G., v°Contr. de mar., n°1997, S. 1843.
  1. 465.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 524, texte et note 63;
  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2452, pp. 678-679.

- (IB) もっとも、第三取得者は、無許可を理由に保証人の受 (国) もっとも、第三取得者は、無許可を理由に保証人の受 諸のための召喚(一八四一年改正民訴法八三二条二項) だ、第三取得者は、裁判所が決定した期間内に許可が得ら た、第三取得者は、裁判所が決定した期間内に許可が得ら た、第三取得者は、裁判所が決定した期間内に許可が得ら た、第三取得者は、裁判所に対して求めることもできる。Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 524, texte et note 64; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothēques, t. III, n°2452, p.
- (室) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2455, p. 682.
- (≦) Req. 10 mai 1853, D. 1853. 1. 153, S. 1853. 1. 702.-Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 525–526, texte et note 70; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2455, p. 680.
- (\(\mathbb{E}\)) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 526, texte et note 73;
  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2455, p. 681.
  (\(\mathbb{E}\)) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 526, texte; Baudry-
- 2) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 526, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2455, pp

III, n°2457, p. 686

- 001 002.
- (≦) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2455, p. 682.
- E) Civ. 3 avril 1815, J. G., v°Surenchère, n°191-3°, S. 1815. 1. 207; Req. 6 juill. 1881, D. 1882. 1. 449, S. 1882. 1. 51. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 526, note 76; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2456, p. 683.
- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 539, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2457, pp. 684-685.
- (\(\)\(\)\) Civ. 21 nov. 1843, J. G., v° Surenchère, n°43, S. 1844. 1.
   60.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 539, texte et notes 125 à 126; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- (≅) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 540, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2518, p. 734.
- (\(\varphi\)) Civ. 10 mai 1820, J. G., v\*Surench\(\varphi\)re, n\*179, S. 1820.

  1. 358; Req. 31 mai 1864, D. 1871. 1. 222, S. 1870. 1. 305.
  Aubry et Rau, t. III, \(\varphi\) 294, p. 527, texte et note 77;

  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypoth\(\varphi\)ques, t. III, n°

  2459, pp. 687-688.

186

Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 527-528, texte et notes

(፷) Req. 4 avril 1826, J. G., v°Surenchère, n°154-2°, S.

- 1826. 1. 353.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 527, texte et note 79; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2459, p. 688.
- (፷) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 527, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2460, pp. 688-689.
- (図) 「管轄内住所」は、選定住所を意味しない(Civ. 22 fév. 1853, D. 1853. 1. 52, S. 1853. 1. 275.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 527, note 80; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, kypothèques, t. III, n°2460, p. 689.)。
- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 527, texte et note 81.
- (≧) Civ. 3 avril 1832, J. G., v°Surenchère, n°139-2°, S. 1832. 1. 444; Req. 18 janv. 1834, S. 1834. 1. 8; Req. 15 mai
- 1877, D. 1877. 1. 397, S. 1877. 1. 262; Req. 19 mai 1890, D 1891. 1. 370, S. 1890. 1. 329.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p 527, texte et note 82; Baudry- Lacantinerie et de Loynes hypothèques, t. III, n°2460, p. 689.
- (≦) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2461, p. 690.
- 83 à 84. これは旧判例の立場である(Req. 6 nov. 1843, *J* G., v°Surenchère, n°161-3°, S. 1843. 1. 867.)。
- ⊠) Civ. 29 août 1855, D. 1855. 1. 369, S. 1856. 1. 33; Civ 17 août 1869, D. 1869. 1. 464, S. 1869. 1. 396.

資

- (≅) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2462, p. 691.
- Req. 4 janv. 1865, D. 1865. 1. 172, S. 1865. 1. 179.
  Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 528 texte et note 85; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2464, p. 692.
- (至) Req. 15 nov. 1821, J. G., v°Surenchère, n°162, S. 1823. 1. 128.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 528, note 86; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2465, p. 692.
- (室) Req. 16 juill. 1845, D. 1845. 1. 332, S. 1845. 1. 817; Civ. 7 août 1882, D. 1883. 1. 220, S. 1882. 1. 457.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 528, texte et note 87; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, *hypothòques*, t. III, n°2465, p. 692.
- (至) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 529, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2465, p. 693.
- (室) Civ. 2 août 1870, D. 1870. 1. 344, S. 1871. 1. 17.
- (E) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2466, pp. 693-694.
- Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2466, p. 694.
- (E) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 529, texte et note 91; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°

- 2469, p. 695.
- (≦) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 529, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothêques, t. III, n°2469, pp. 207 202
- (\vec{\pi}) Aubry et Rau, t. III, \vec{\pi} 294, p. 529, note 88; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2468, p. 605
- (፷) Civ. 12 mars 1810, J. G., v°Surenchère, n°104-1°, S. 1810. 1. 208; Ch. réun., 14 août 1813, J. G., v°Surenchère, n°104-1°, S. 1813. 1. 443.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 529, texte et note 89; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2468, p. 695.
- (氢) Civ. 28 août 1882, D. 1883. 1. 240.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 529, note 90; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2468, p. 695.
- (\overline{\over

- 6 有効な増価競売がされなかった場合の効果
- (素) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 530, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2474, pp. 698-699.

203

Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 530, note 94

- (\(\mathbb{B}\)) Aubry et Rau, t. III, \(\delta\) 294, pp. 530-531, texte et note 96; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2479, p. 702.
- (\(\overline{\pi}\)) Req. 18 janv. 1860, D. 1860. 1. 172, S. 1860. 1. 225. Aubry et Rau, t. III, \(\Set\) 294, p. 531, texte et note 96; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2479, p. 702.
- (云) Civ. 31 mai 1831, J. G., v°Surenchère, n°51-3°, S. 1831.
  1. 412; Req. 18 janv. 1860, D. 1860. 1. 172, S. 1860. 1. 225.
  Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 531, texte et note 97;
  Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2479, p. 702.
- (\(\exists)\) Civ. 3 fév. 1808, J. G., v°Surenchère, n°266, S. 1808. 1. 129. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 531, note 96 et p. 532, texte et note 104; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2480, pp. 702-703 et n°2493, p. 711. (\(\exists)\) Req. 24 avril 1855, D. 1855. 1. 202, S. 1857. 1. 137. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 531, texte et note 98; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°

2476, p. 700

しかし、代価の一部隠蔽

(dissimulation)

がされた場

- 競売申立てが無効とされたとき(⇒五三)は、「不動産の 申し立てたが二一八五条一項の手続に違反したために増価 すなわち、既登記抵当権者が、通告から四○日以内に増価 動産の価値は、終局的に、 有者が宣言した代価に定まる」(⇒①—②)。 価値は、 き、又は、既登記抵当権者が四〇日の期間内に増価競売を 競売申立て(二一八五条一項)(⇒**三九**)をしなかったと は新所有者が宣言した代価に定まる」(二一八六条前段)。 形式に従った 五六 「債権者が第二一八五条の定める期間内に同 終局的に、契約において定められた代価又は新所 [増価] 競売の申述をしなかったときは、 契約において定められた代価又 不
- ① 不動産の代価が「契約において定められた代価又は ① 不動産の代価が「契約において定められた代価又は ② 不動産の代価が「契約において定められた代価又は ② 不動産の代価が「契約において定められた代価又は ② 不動産の代価が「契約において定められた代価又は ② 不動産の代価が「契約において定められた代価又は

配を要求することも認められる。 より譲渡契約の無効を主張することができる。また、代価 合については、この限りでない。この場合においては、 の隠蔽を証明した上で抵当権順位に従った隠蔽代価の再分 あっても廃罷訴権(action paulienne)(一一六七条)に 登記抵当権者は、有効な増価競売がされなかった場合で

項)をしなければならない。第三取得者は供託義務を負わ部」(二一八六条後段・一八五八年改正民訴法七七七条五 滌除されるためには、第三取得者は、「代価の弁済又は供 2 弁済するか、供託するかにつき、選択権を有する。(※) をしなければならない。第三取得者は供託義務を負わ 代価の確定だけで抵当権は滌除されない。抵当権が

抵当権者の承諾の効果と位置づける (Baudry. 定を、第三取得者の弁済申込み(⇒〓〓)に対する既登記 対して、ボードリー・ラカンチヌリ=ド・ロワヌは、代価確 条)に忠実に、代価確定を、有効な増価競売がされなかっ ヌリ=ド・ロワヌによれば、承諾の方法は三つある 651-652 et n°2484, p. 705.)。なお、ボードリー・ラカンチ (Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n' Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2426, pp た場合の効果と理解する。本稿も、これに従った。これに オブリー=ローは、一八〇四年法の条文(二一八六

> presse) 2436, p. 662.)。すなわち、既登記抵当権者が第三取得者に 登記抵当権者が通告から四〇日以内に増価競売申立て(二 対してする明示の承諾である明示的承諾(acceptation ex 八五条一項)(⇒三九)をしなかったときに既登記抵当 (明示的承諾がされることは、ほとんどない)、既 (法政研究 82-4-80) 1198

ceptaion forcée) である。 登記抵当権者が承諾をしたものとみなす強制的承諾(ac 間内に増価競売を申し立てをしたが二一八五条一項の手続 に違反したために増価競売申立てが無効とされたときに既 承諾(acceptation tacite)、既登記抵当権者が四〇日の期 権者が弁済申込みに対して承諾をしたものとみなす黙示的

- (氣) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2485, p. 705
- (E) Req. 23 nov. 1885, D. 1887. 1. 213, S. 2485, p. 705 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n 1888. 1. 325.
- ( $\stackrel{\frown}{\cong}$ ) Req. 14 fév. 1826, J. G., v°Priv.  $et\ hyp$ ., n°2114-3°, Sques, t. III, n°2486, p. 706 note 101. Cf. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothè 1878. 1. 165.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 532, texte et 1836, S. 1836. 1. 657; Req. 18 fév. 1878, D. 1878. 1. 291, S 1826. 1. 342; Req. 19 août 1828, S. 1828. 1. 425; Req. 2 août
- ( $\stackrel{\text{\tiny (A)}}{\boxtimes}$ ) Civ. 29 avril 1839, J. G., v°Priv. et hyp., n°2112-3°, S 1839. 1. 435; Req. 21 juill. 1857, D. 1857. 1. 404, S. 1858. 1

103.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 532, texte et note 102 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n' 2486, p. 707.

請に基づき、順位配当についての規定に従いされる。」 提出して順位配当の開始を申請する。順位配当は、この申 託がされ、その日から三日以内に取得者又は競落人は供託 の終局的解放を希望する取得者は、 の実行後に供託の方法によりすべての先取特権及び抵当権 有権移転による譲渡以外の譲渡の場合において、 金庫 総額を知らしめることを催告する。この期間の満了後、 五日以内における登記(inscriptions existantes)の解除 においては (A cet effet)、取得者は、 (mainlevée) を催告し、かつ、供託すべき元本及び利息の (offres réelles) をすることなく、供託をする。この場合 「一八五八年改正民訴法第七七七条第五項 (caisse de consignations) の受領書(récépissé)を 事前に現実の提供 売主に対して、一 滌除手続 強制的 供 所

(至) Civ 24 août 1847, D. 1847. 1. 329, S. 1848. 1. 33; Req. 11 janv. 1881, D. 1881. 1. 242, S. 1883. 1. 468. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 531, texte; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2487, p. 707.

は、

立人に代位して、再売買をすることができる(⇒五五)。

増価競売申立人でない既登記抵当権者も、

増価競売申

(\(\atprox\)) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 531, note 100; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2487, p. 707.

7 増価競売申立ての効果

## (1) 競りによる再売買

項)、又は「追行期間中において、追行者の共謀、 開始しなかったとき」(一八四一年改正民訴法八三三条一 又は新所有者が増価競売の申立てから一ヶ月以内に手続を 者」(二一八七条一項)が、これをする。「増価競売申立人 して、「競りによる再売買…は、 と、「競りによる再売買」(二一八七条一項)がされる。 は怠慢があるとき」(一八四一年改正民訴法八三三条三項) いて定める形式に従い、される」(二一八七条一項)。 五七 「競りによる再売買…は、 適法な増価競売申立て(⇒三九─五五)がされる [増価競売]申立人又は新所有 …強制的所有権移転に 不正又 そ つ

# (2) 第三取得者の法的地位

五八 増価競売申立ての効果により、第三取得者が、その所有者である。このことは、以下のこ第三取得者が、その所有者である。このことは、以下のことを意味する(⇒①→②)。

**五四**)。 ① 第三取得者は、競売判決まで、すべての既登記抵当 (1) 第三取得者は、競売判決まで、すべての既登記抵当

② 増価競売申立てから競売判決に至るまでの増価競売 でいての危険は、第三取得者が、これを負担する。した がって、このような場合においては、増価競売申立人は、 がって、このような場合においては、増価競売申立人は、 増価競売申立てを撤回することができる。また、オブリー 一コーは、この場合においては増価競売申立人は引き受け 額の縮減を求めることができると解する。しかし、ボード リー・ラカンチヌリード・ロワヌは、縮減を認めることは 引き受け最低額を規定する二一八五条一項二号(⇒四六) に反すること、また第三取得者が負うべき危険を既登記抵 当権者に負担させるべきではないことを理由に、それを否 当権者に負担させるべきではないことを理由に、それを否 という。

本稿は、これを割愛する(Cf. Planiol et Ripert, t. XIII, n。 民訴法八三八条が、それを規定する。その詳細については、八四一年改正民訴法八三六条・同八三七条・一八五八年改正 別) 増価競売手続については、二一八七条二項に加え、一

1264, pp. 590-594.)°

- (≅) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 532, texte et note 103; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n° 2493, p. 711.
- (云) Civ. 12 fev. 1828, J. G., v'Surenchère, n'270, S. 1828.

   1. 147. Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 532-533, texte et note 105; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2493, pp. 711-712.
- (\overline{\pi}) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 533, texte; Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2477, p. 701 et n°2493, p. 712.
- (題) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 533, texte et note 106.
- (\vee{\pi}) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2477, p. 701.

### 8 競売判決の効果

(1)

競売判決

八三七条三項)。すなわち、「契約において定められた代価増価競売の額は、競りに代わる」(一八四一年改正民訴法・五九 「証書に記載された代価又は宣言された価値及び

結果、 なる。

「任意譲渡に基づく増価競売は、

他の

増価競売によ

は

2

競落人となっ

た取得者は、

証

書に定

んめら

n

た代

競売判決により抵当不動産の代価が確定する。その

に記載された代価又は宣言された価値及び増価競売の そして、この場合においては、 宣言される」(一八五八年改正民訴法八三八条一項前段)。 又は新所有者が宣言した代価に一〇分の一を加 められた日に他の競り手が現れなかったときは、 ではない。 べての者が競落人となることができる。 (二一八五条一項二号) (一八四一年改正民訴法八三七条三項)で、その競落人と 八四一年改正民訴法七一一条の規定する場合を除き、 しかし、 「増価競売申立人は、 が、 最初の競りとなる。 増価競売申立人は、「証書 第三取得者も例外 競売のために定 そして、 えた値 競落人と 額 す

内容は、 り取り消されない」(一八五八年改正民訴法八三八条七項)。 記法定抵当権の滌除 た場合(⇒**六ー**− (⇒六0) と、 競 売判決の効果は、 既登記抵当権の滌除だけでなく、 増価競売申立人又は第三者が競落人となっ **六七**)とで異なる。 (⇒六八―八二)の場合にも妥当する。 第三取得者が競落人となった場合 なお、 登記免除 六〇 六七の

(2)六 0 取得者が競落・ 取得者は、 競りで最高値を付けることで、 人の場合

増

得契約による所有権取得を] である」。このことは、 するものとみなされなければならず、 競売不動産の競落人となることができる なわち、 第三取得者の所有権取得は、 第三取得者の 以下のことを意味する(⇒①− 確認する (confirmer) 「所有権は、 競売判決の効果では 増価競売判決は 取得契約に由  $\widehat{\Downarrow}$ 五九)。 だけ 取 な

いかか

価

がって、 とは困難である。 得を第三者に対抗することができる。 当初の取得名義により所有権を保持するからである。 有権取得の第三者対抗要件としない一八〇四年法に を謄記する義務を負わない」(二一八九条)。 (⇒一五①) と同様に、 滌除の前提として取得名義の謄記が必要とされ 第三取得者は、 この規定の存在理由を説明するこ 最初の謄記をもって、 もっとも、 第三取得者 所有権の 謄記 おい る理 を所 した 取

人となることにより保存したときは、

その者は、

競売判:

1

「取得者又は受贈者が競りに付された不動産を競落

ち を超える部分の償還及び超過分の利息について、 から売主に対して請求権を有する」(二一九一条)。 支出を余儀なくされたことは、 取得者が不動産を保持するにあたり契約代価以 種の追奪に服したこと 各弁済日 すな

く請求権(recours en garantie)を有する。(図)に他ならず、したがって、第三取得者は、担保責任に

それに対して何の権利も有さない。 残額は、第三取得者に属する。前所有者の一般債権者は、 (薬) すべての抵当権者が競売代価から弁済を受けた後の

し続ける。 動産につき設定した権利は、すべて、その不動産を目的と動産につき設定した権利は、すべて、その不動産を目的との、 取得契約から競売に至るまでの間に第三取得者が不

範囲は、売買契約のさいに負担した額に限定される。においても、保証債務を免れない。もっとも、保証債務の⑤ 売買代価の支払いについての保証人は、競売判決後

(3) 第三取得者以外の者が競落人の場合

六一 第三取得者以外の者が競りで最高値を付けたとき、
 六一 第三取得者以外の者が競落人となったと又は、競り手が現れず増価競売申立人が競落人となったと又は、競り手が現れず増価競売申立人が競落人となったとないては、第三取得者以外の着が競落人となった場合の競落人の下、第三取得者以外の者が競落人となった場合の競落人の下、第三取得者以外の者が競方で最高値を付けたとき、

決を謄記しなければならない(一八五五年法一条四号)。得者が競落人となった場合(⇒六〇①)と異なり、競売判生じさせる。そして、第三取得者以外の競落人は、第三取

外の競落人が代価の利息の支払義務を負うのはいつからか第三取得者以外の競落人は競売判決により第三取得者以外の競落人は競売判決により第三取得者のかどうか(⇒六二—六三)、競売判決により第三取得者は必要費・改良費の償還を誰かに対して求める誰かに対して請求することができるのかどうか(⇒六四)、競売判決により第三取得者の承第三取得者は必要費・改良費の償還を誰かに対して求めることができるのかどうか(⇒六二一六三)、競売判決により第三取得者以外の者が競落人となった場合においては、第三取得者以外の者が競落人となった場合においては、第三取得者以外の者が競落人となった場合においては、

(4)

取得名義解除の有無

(⇒六七)という問題が生じる。

人であるのかにつき、見解が分かれる(⇒①─②)。 継人(ayant cause)であるのか、又は第三取得者の承継を取得したとき、第三取得者以外の競落人は、債務者の承継のであるのか、では第三取得者以外の競落人が所有権

により第三取得者は債務者から一度も所有権を取得しな得名義は解除されると解する。したがって、解除の遡及効① 判例は、原則的に、競売判決により第三取得者の取

ところで、

滌除

手続をしない

とき、

又は抵

当

示動

産

左を委

な

11

が

増価競売においては取得名義は解除され

2

オブリー

İ

口

及び

ボ

]

K

ij

ラ

カンチヌ

1)

す

所

(二一七二条)

したときは、

提とする。

ており、取得名義は解:取得者以外の競落人は

第三取得者の承継人であると解され

取得名義は解除され

ない。

したがって、

判例 より、

の立

売判

決 ょ

効果は異なる。

判例は、

この差異を次のように正

合理的

理

由がまっ

たくない

11

ずれ

0

湯合に

お

に

ñ

ば

第三

取得者が滌除をする

かどうか

に

競

移転により所有権を奪われる。

そして、 第三取得者は

この

場合の、 強制的

第三

用を、 な費 この 取得者から第三 規定するので、 ち、 得者以外の競落人に移転するのであ すなわち、 ないと規定する二一八八条 、八条は、 n 角 結論は、 らの費用の により、 所有権を奪われた取得者…に返還」 |取得者以外の競落人は、 これを第三取得者以外の競落人の負担であると 競売判決により所有権が第三取得者から第三 謄記費用、 「競落人は、 債務者から直接に所有権を取得する。 この規定は、 取得者以外の競落人に移転し 返還を債務者に求めるべきであるが、 通告費用及び再売買に至るため 競売代価に加えて、 (⇒六四) 競売判: 債務者の承継人である。 n 決により ば から導き出さ L 第三 なけれ ないことを前 所有権が 契約 一取得者は、 ħ 0) す ば 第三 の費 正当 なら 取

か

つ

たも

のとみ

なされ、

第三

取得者以

外

の競落

人は、

競売

化

する。

強

制的所有権移転

の場合と異な

ŋ

増

価

箎

…る」。 すなわち、 所有権移転においては競売判決により取得名義は解除さ の承認を前提とするが、 に所有権を移転させる新契約に置き換えることを目的 名義を否認し 立てにお (s'attaquer)° る異議 ず W 所 (protestation) ては、 有 そし (tomber) 権 0 て、 取 債 強制的所有権移転は取得契約 得名義 権者は、 債権者の 増価競売申立ては取得 それを債務者から競落人に である。 を真っ 第三取得者の 行 動 向 L から たがっ (action) 否 所有 定 て、 して 「契約に 0 は 権 有効 強 を承 とす 制 直 11 取 的 妆 n

より 有権を奪 次のように説明する。 落人に移転する。 したがって、 F, (curateur au délaissement) |取得者の承継人である。 · 口 所 有権を奪 ワヌは、 われる場合と、第三取 所有権は 競売判決による取得名義の解除を否定する。 われる場合とで、 すなわち、 第三 第三取得者から第三取得者以外の その 一取得者が増価競売 に対する強制的所有権移転 第三取得者以外の競落 理由 何 得者や委付 6 を、 かの オブリー 差 異を認 財 0) 産管理人 効果 人は 8 口 るこ で 1 所 第 は

そうであるとすれば、 化される。 に説明することはできるとする。曰く、二一八八条は 判決による取得名義解除を否定しても、この規定を合理的 れるが、 する費用を負担しなければならない(一五九三条)。とこ (de droit)な考慮と衡平(équité)の考慮により正当 取得名義解除を肯定する根拠として二一八八条が掲げら のため 増価競売は滌除の結果である。 ボードリー・ラカンチヌリード・ロワヌは、 法的には、 の費用 はす べて、 競落人は、証書の費用その他の付属 これらの費用は、 競売の準備費用に他ならない したがって、 売買に付属する費

> する。 則は、 得者は何の利益も得ていない以上、これを取得者の負担と することは、 能力のない者に対するものである。…しかし、そこから取 任に基づく請求権を有する(一六三〇条)。… [とは 用であり、 取得者の有する訴権は、多くの場合において、 有償取得のさいには、 衡平の観点からも正当化される。 競落人が負担すべきものである。 正義の望むところのものではない。そこで、 取得者は前主に対して担保責 取得者は追奪に服 「 また、」 支払 法進

大三 競売判決により第三取得者の取得名義が解除されるかどうかで、具体的には次のような問題の処理に違いがるかどうかで、具体的には次のような問題の処理に違いがるかどうかで、具体的には次のような問題の処理に違いが

債権者ができることと、

何も変わらない」。

法律は、

それを競落人の負担とした」。

実質的 ヌは、 つき、 そして、 と解するのであれば、 オブリー=ロー及びボードリー・ラカンチヌリ=ド・ 1 競売判決により第三取得者の取得名義は解除される 競売代価から抵当権者が債権を回収した後の残額に な理由につき、 残額は第三取得者に属するべきであるとする。 実際、 判例は、このように解する。これに対して、 それは債務者に属することになる。 オブリー= 口 は次のように述べる。

ぜなら、 ヌは、 オブリ

第三取得者の権利を堅固にするためにされ

るべ

この抵当権の、

競売判決による消滅を否定する。

な ワ

口

-及びボ

ードリー

ラカンチヌリ

É

口

反

除

権

0 行使が、

第三

一取得者

Ö

)抵当権

者

0 利益]

(することになるからである」。そして、

このように解

務者が適法に売却した不動産に対して、 者が利益を得ることは、 増価 競売は抵当 再売買による代価の残額から の権利を有するわけがなかろう」。 |権者のために認められるもの 制度の目的に反する。 [債務者の] 債務者の一 に過ぎな [実際、] 般債権 般 債権 債

したとしても、

少なくとも一八五八年改正民訴法以降に

者が

何らか

除をし れば、 つき、 続後も存続するので、 と評されてい とともに消滅するはずである。 と解するの 動産を目的とするに至った抵当権の、 至っ るわけではない )なければならなくなるからである。 <sup>(図)</sup> た理 第三取得者を債務者とする債権者の抵当権は滌除手 第三取得者の取得名義は競売判決により解除される 所有権取得 由 であれば、 。 一 る。 というのも、 29 が、 から競売判決までの 第三取得者以外の競落人は再度の滌 論理的には、 は、この 判例が遡及的解除の このように解するのでなけ このことを判例は明確に述 結論を肯定するためである この抵当 競売判決後の処遇に 間に第三取得者の不 これに対して、 理論を認める 権は競売判決

受領することができる。

判決は、 というのも、 抵当権者が弁済を受けた後に抵当権順位に従い競売代価 第三取得者を債務者とする抵当権者は、 決謄記時の既登記抵当権は、 五八年改正民訴法七一七条七項は「正式に謄記され 譲渡に基づく増価競売の効果は、 ばならなくなるという心配は、 ・ては、  $\widehat{\Downarrow}$ 第七一七条の規定により定める」と規定するが 「登記」 二〇③) その種類を問 第三取得者以外の競落人が再度の滌除をし 一八五八年改正民訴法八三八条八項は わず、 からである。したがって、競売判が、抵当権を滌除」すると規定す すべて滌除される。 多くの場合に杞憂に終わ 売主及び競落人に関 債務者(売主) しか た競売 なけ 任  $\sigma$ 

は

る

判 抵当権は競売判決後も有効に存続するはずである。 は債務者 の所有権に帰した不動産を自己の債権者の抵当権 例 た場合における、この抵当 た債権者の権利を復活させない」として、 は 取得名義の解除を肯定するのであれば、 不動産を売却した後に債務者 増 (売主) 「価競売…による売買の が所有者なのだから、 |権の、 解除 競売判決後の処遇に (売主) は 論理的には、 遅 が第三 この抵当権 競売判決 n て登 0 目的と 一取得者 いまで 記 か

④ - 売買から競売が央こ至るまでひ聞こ第三反导者が又ヌは、判例の論理矛盾を批判しつつ、この結論に賛同する。有効性を認めない。ボードリー・ラカンチヌリ=ド・ロワー

得者の返還義務は肯定されるべきである。しかし、 オブリー= 抵当権者間で分配されるべきであり、したがって、第三取 義の解除を肯定するのであれば、 かという問題につき、競売判決による第三取得者の取得名 取した果実につき、第三取得者は返還義務を負うのかどう ヌと同様に、 4 売買から競売判決に至るまでの間に第三取得者が収 ロー及びボードリー・ラカンチヌリ=ド・ 第三取得者の果実返還義務を否定する。 果実は債務者 (売主) 判例は 口 の ワ

#### (5) 費用返還義務

契約の正当な費用、抵当権保存吏の謄記簿への謄記費用、六四 第三取得者以外の「競落人は、競売代価に加えて、

三取得者の取得名義の解除を認めるかどうかで、異なる八条)。二一八八条の理解については、競売判決による第た取得者又は受贈者に返還」しなければならない(二一八通告費用及び再売買に至るための費用を、所有権を奪われ

(6)

必要費·改良費償還請求権

(⇒**六二**)°

求めることはできるのかどうかが問題となる。 費(améliorations)につき、第三取得者は、その償還を有権の喪失までに支出した必要費(impenses)及び改良有権の喪失までに支出した必要費(impenses)及び改良

一八〇四年法は、増価競売による所有権喪失後の費用償還の是非について何も規定しない。しかし、第三取得者が愛の是非について何も規定しない。しかし、第三取得者が変に、二一七五条但書は、「第三取得者は、改良による値上き、二一七五条但書は、「第三取得者は、改良による値上りー=ロー及びボードリー・ラカンチヌリ=ド・ロワヌは増価競売による所有権喪失と委付又は強制的所有権移転による所有権要失の類似性を根拠に、この規定を類推適用すよる所有権要失の類似性を根拠に、この規定を類推適用する。したがって、競売判決により所有権を転には、増価競売による所有権要失後の費用償べきであると解する。したがって、競売判決により所有権できであると解する。したがって、競売判決により所有権できであると解する。したがって、競売判決により所有権できであると解する。したがって、競売判決により所有権できであると解する。したがって、競売判決により所有権できであると解する。したがって、競売判決により所有権でいきであると解する。したがって、競売判決により所有権できている。

を失った第三 一取得者は、 |取得者の費用償還請求が認められる場合にお 費用償還を請 求することができる。

て、

その相手方は以下である

 $\widehat{\downarrow}$ 

3

抵当 細書に charges) 躇するので、 ₺ 第三取得者以外の競落人が不測の損失を被ることはない。 費用償還を求めることができる。 ているときは、 の条項 つとも、 1 |権者は積極的ではない。 .明示されている以上、このように解したとしても、 増 以 下 価 に競落人が値上がり額の償還義務を負うべき旨 このような場合においては、 競 そのような条項を盛り込むことにつき既登記 「競落人負担条項」 売 第三取得者は、 に お ζJ て、 物 第三取得者以外の競落人に 件 実際、 という。) 明 細 競り手は競りを躊 そのことが物件明 書 が盛り込 (cahier まれ des

5, 増価 かに 増価競売申立人が引き受け額で競落人となったときは、 まっ K 価競売申立人 おお 2 これにより増価競売申立人以外の既登記抵当 競売申立人の引き受け額を配当額とすることは常に保 か (J か ては増価競売申立人の引き受け額が配当額であるか 物件明細書に競落人負担条項が盛り込まれず、 、利益を得てい わらず、 (競落人) 増 偛 競売申 ない。 が費用償還義務を負う。 なぜなら、 立人以外 0 改良されたかどう 既登記抵当 この場合 「権者は 権者は か 増 つ

> 証され 専ら改良から利益を得ている増価競売申立人 受け額での競落人となることを覚悟してい 他方で、 ができたので、これにより利益を得ている。 同額で改良により値上がりした不動産を購入すること ており、 増価競売申立人は、 実際、 その額が配当 改良されていない 額となっ たにもか したがって、 たからである。 (競落人) 状態で引き かわら が

ず、

費用償還義務を負うのが妥当である。

3

分離 的には、 競り手 改良による値上がり額の分だけ増加したわけであるから、 することができる。 場合にお の引き受け額を超えて)最高値を付けたときは、 引き受け額と、 れにより抵当権者が利益を得てい (distraction) 物件明細書に競落人負担条項が盛り込まれず、 (第三者又は増価競売申立人) いては、 順位配当に 抵当権者が費用の償還義務を負う。 実際の競売価格の差額を限度とする。 又は先取控除 もっとも、 おいて、 第三取得者は 償還額は、 (prélèvement) る。 が したがって、 (増価競売申立人 增価競売申立 償還額に 配当 を請 つき か

Z

#### 代価利息支払時

(7)

日以降 六 七 についてのみ、 第三取得者以 代価 外の競落人は、 の利息の支払義務を負う。 競落人と宣言され

文が削除されずに残ってしまったと説明することができる。

- この限りでない。 物件明細書に反対の条項が盛り込まれているときは、
- 224 Planiol et Ripert, t. XIII, n°1283, p. 615
- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2495, p Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 533, texte; Baudry-
- 226 Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 533, texte
- その者は、競売判決を謄記する義務を負わない」と規定す 文が存在し、トレヤール草案九一条の削除にもかかわらず 的性格(4) 二二〇頁)が、この規定は、国務院草案段階で は謄記を所有権取得の第三者対抗要件とした ばならないのかが問題となる。トレヤール草案(九一条) 謄記を所有権取得の第三者対抗要件としない一八○四年法 謄記しなければならない(Maleville, t. 4, p. 285.)。そこで 以外の者が競落人となったときは、この者は、競売判決を るので、この規定を反対解釈するのであれば、第三取得者 れば、二一八九条は、起草者の手違いで削除されるべき条 突如削除されてしまった(香山「基本的性格(5)」三四八 において、なぜ第三取得者以外の競落人は謄記をしなけれ 国務院草案に二一八九条該当条文が残存したというのであ 二一八九条は「取得者…が…競落人となる…ときは、 かりに、 トレヤール草案に二一八九条に該当する条 (香山 |「基本
  - III, n°2495, p. 713.)° 明といわざるをえないが、そもそも、一八〇四年法は謄記 との規定(国務院草案九八条)を設けた。 348.)、それが現れたのは国務院草案(九八条)においてで (Cf. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t かったとする理解も、十分可能であるように思わ を所有権取得の第三者対抗要件とすることを否定していな 競落人となったときは競売判決を謄記しなければならない ル草案九一条)を削除する一方で、第三取得者以外の者が 謄記を所有権取得の第三者対抗要件とする規定(トレヤー ある(Fenet, t. XV, p. 409.)。すなわち、国務院草案は 一八九条に該当する条文は存在せず しかし、実際には、そうではない。トレヤール草案には二 八〇四年法(又は国務院草案)に盛り込まれたのかは不 八九条(又は国務院草案九八条)が、どのような趣旨で 八九条は、けして起草者の誤りによるものではない。二 (Cf. Fenet, t. XV, p したがって、二 れる
  - 714-715 Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2497, pp Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 533, texte; Baudry-
  - (窓) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 533, texte et note 108 2495, p. 712 et n°2502, pp. 716-717 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n
- Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.

- III, n°2495, p. 712.
- (亞) Civ. 9 fév. 1881, D. 1881. 1. 208, S. 1881. 1. 104. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n'

2496, pp. 713-714.

- (窓) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2503, p. 718.
- (語) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2503, p. 718
- (鉛) ここでは、抵当不動産の当初の所有者が債務者である ことを前提に議論をすすめる。
- () Civ. 10 avril 1848, D. 1848. 1. 160, S. 1848. 1. 357; Req 1888. 1. 337, S. 1889. 1. 473; Civ. 26 juill. 1894, D. 1896. 1 1865, D. 1865. 1. 209, S. 1865. 1. 280; Req. 13 déc. 1887, D 15 déc. 1862, D. 1863. 1. 161, S. 1863. 1. 57; Civ. 19 avril
- (第) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, *hypothèques*, t. III, n°2504, pp. 718-719.
- Planiol et Ripert, t. XIII, n°1158, p. 483
- 238 Req. 15 déc. 1862, D. 1863. 1. 161, S. 1863. 1. 57
- III, n°2515, pp. 727-730. 109; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 533-534, texte et note
- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 534, note 109

「第一五九三条

証書の費用その他の売買に付属する

- 費用(les frais d'actes et autres accessoires à la vente)
- は買主の負担とする。
- (選) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2515, p. 729. Cf. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 536
- ( $\mathfrak{A}$ ) Req. 12 nov. 1834, J. G., v°Priv. et hyp., n°2366, note 115
- 2302, S. 1843. 1. 297; Req. 15 déc. 1862, D. 1863. 1. 161, S 1835. 1. 811; Civ. 28 mars 1843, J. G., v<sup>o</sup>Priv. et hyp., n'
- (孟) Aubry et Rau, t. III, § 294, pp. 534-535, texte et note 110; Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. 1863. 1. 57.
- III, n°2505, p. 720 et n°2516, p. 731
- III, n°2516, p. 731. Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 535, note 110 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- (国) Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2516, p. 731.
- 2508, pp. 724-725 et n°2516, pp. 731-732 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 535, texte et note 111;
- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 535, note 111
- III, n°2516, p. 732. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- 登記免除・未登記法定抵当権は滌除されない(一八五 1209 (82-4-91)

- (53) Civ. 26 juill. 1894, D. 1896. 1. 281 八年改正民訴法八三八条八項) (⇒**七八**④)。
- III, n°2507, pp. 722-724 et n°2516, p. 730 Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t.
- (頌) 旧判例の立場である(Civ. 10 avril 1848, D. 1848. 1. 160, S. 1848. 1. 357.)°
- (矯) Civ. 19 avril 1865, D. 1865. 1. 209, S. 1865. 1. 280. 2509-2512, pp. 725-726 et n°2516, p. 730. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, nºs Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 536, texte et note 112
- (題) Cf. Baudry- Lacantinerie et de Loynes, hypothèques t. III, n°2506, p. 721.
- (运) Civ. 11 mai 1808, S. 1808. 1. 358; Req. 12 nov. 1834, J garantie en cas d'éviction)」の準則(一六二六条以下) Loynes, hypothèques, t. III, n°2506, pp. 721-722 et n°2516 p. 536, texte et note 113; Baudry- Lacantinerie et de D. 1895. 1. 505, S. 1896. 1. 313.- Aubry et Rau, t. III, § 294 déc. 1862, D. 1863. 1. 161, S. 1863. 1. 57; Req. 18 mars 1895 1843, J. G., v°Priv. et hyp., n°2302, S. 1843. 1. 297; Req. 15 G., v°Priv. et hyp., n°2366, S. 1835. 1. 811; Civ. 28 mars その内容は、「追奪の場合における担保責任(la
- (筂) 本来、《plus-value》は「増価」と訳するべきと思われ る(山口『辞典』四三五頁)が、この訳語を充てると「増

稿では、あまり適切とは思われないが、「値上がり額」の 価競売」の「増価」との混同が生じてしまう。そこで、本

訳語を充てている。

(劉) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 537, texte; Baudry. Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, n°2175, p

- (氮) Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 537, texte et note 116 2519-2520, pp. 735-736 Baudry-Lacantinerie et de Loynes, hypothèques, t. III, nºs
- (題) Planiol et Ripert, t. XIII, n°1290, p. 623
- (窓) Req. 14 août 1833, S. 1833. 1. 609.- Aubry et Rau, t. III, § 294, p. 537, texte et note 117.

(未完)